

官報

号外 平成九年四月十七日

○第百四十回 衆議院會議録 第二十七号

平成九年四月十七日(木曜日)

議事日程 第十四号

平成九年四月十七日

午後二時開議

第一 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(内閣提出)

第三 千九百六十六年五月二十二日に地中海漁業一般理事会の第一回特別会合(同年五月二十一日及び二十二日にローマで開催)において及び千九百七十六年七月一日に同理事会の第十三回会合(同年六月二十八日から七月二日までローマで開催)において改正された地中海漁業一般理事會協定の締結について承認を求めるの件

第四 千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第五 千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第六 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第七 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(内閣提出)

日程第三 千九百六十六年五月二十二日に地中海漁業一般理事会の第一回特別会合(同年五月二十一日及び二十二日にローマで開催)において及び千九百七十六年七月一日に同理事会の第十三回会合(同年六月二十八日から七月二日までローマで開催)において改正された地中海漁業一般理事會協定の締結について承認を求めるの件

日程第四 千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第五 千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第六 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第七 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日本銀行法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案外一案

平成九年四月十七日 衆議院會議録第二十七号

午後一時三十分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより會議を開きます。

日程第一 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案、日程第二、日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長杉山憲夫君。

君。

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案及び同報告書

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案及び同報告書

(杉山憲夫君登壇)

○杉山憲夫君 ただいま議題となりました両法律案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、新幹線鉄道の着実な整備を図るため、日本鉄道建設公団が行う新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用についての国及び地方公共団体の負担について定める等所要の改正を行おうとするものであります。

本案は、二月七日本院に提出され、同月二十八日本会議において趣旨説明を聴取した後、同日日本委員会に付託されました。

本委員会においては、同日古賀運輸大臣から提案理由の説明を聴取し、四月四日質疑に入り、九日には参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、去る十五日質疑を終了いたしました。次いで、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した

本案は、二月七日本院に提出され、同月二十八日本会議において趣旨説明を聴取した後、同日日本委員会に付託されました。

本委員会においては、同日古賀運輸大臣から提案理由の説明を聴取し、四月四日質疑に入り、九日には参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、去る十五日質疑を終了いたしました。次いで、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した

本案は、二月七日本院に提出され、同月二十八日本会議において趣旨説明を聴取した後、同日日本委員会に付託されました。

本委員会においては、同日古賀運輸大臣から提案理由の説明を聴取し、四月四日質疑に入り、九日には参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、去る十五日質疑を終了いたしました。次いで、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した

本案は、二月七日本院に提出され、同月二十八日本会議において趣旨説明を聴取した後、同日日本委員会に付託されました。

本委員会においては、同日古賀運輸大臣から提案理由の説明を聴取し、四月四日質疑に入り、九日には参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、去る十五日質疑を終了いたしました。次いで、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した

本案は、二月七日本院に提出され、同月二十八日本会議において趣旨説明を聴取した後、同日日本委員会に付託されました。

本委員会においては、同日古賀運輸大臣から提案理由の説明を聴取し、四月四日質疑に入り、九日には参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、去る十五日質疑を終了いたしました。次いで、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した

本案は、二月七日本院に提出され、同月二十八日本会議において趣旨説明を聴取した後、同日日本委員会に付託されました。

平成九年四月十七日 衆議院會議録第二十七号

次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 両案を一括して採決いたします。

日程第一の委員長の報告は修正、日程第二の委員長の報告は可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり議決いたしました。

日程第三 千九百六十六年五月二十二日に地中海漁業一般理事会の第一回特別会合(同年五月二十一日及び二十二日にローマで開催)において及び千九百七十六年七月一日に同理事会の第十三回会合(同年六月二十八日から七月二日までローマで開催)において改正された地中海漁業一般理事會協定の締結について承認を求めるの件

日程第四 千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第五 千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第三、千九百六十六年五月二十二日に地中海漁業一般理事會の第一回特別会合(同年五月二十一日及び二十二日にローマで開催)において及び千九百七十六年七月一日に同理事會の第十三回会合(同年六月二十八日から七月二日までローマで開催)において改正された地中海漁業一般理事會協定の締結について承認

を求めるの件、日程第四、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件、日程第五、千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。

千九百六十六年五月二十二日に地中海漁業一般理事會の第一回特別会合(同年五月二十一日及び二十二日にローマで開催)において及び千九百七十六年七月一日に同理事會の第十三回会合(同年六月二十八日から七月二日までローマで開催)において改正された地中海漁業一般理事會協定の締結について承認を求めるの件外二

を求めるの件、日程第四、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件、日程第五、千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長遠沢一郎君。

千九百六十六年五月二十二日に地中海漁業一般理事會の第一回特別会合(同年五月二十一日及び二十二日にローマで開催)において及び千九百七十六年七月一日に同理事會の第十三回会合(同年六月二十八日から七月二日までローマで開催)において改正された地中海漁業一般理事會協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

○議長(伊藤宗一郎君) 遠沢一郎君登壇

遠沢一郎君 ただいま議題となりました三件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、地中海漁業一般理事會協定について申し上げます。

本協定は、昭和二十四年に国際連合食糧農業機関、FAOの総会において承認されたものであります。

近年、地中海沿岸諸国の間で、海洋法に関する

国際連合条約の発効を背景に、沿岸国の利益を一層反映させるような操業規制の可能性を含め、地中海の漁業のあり方を見直すべしとの議論が生じてきております。こうした状況のもと、遠洋漁業国としての我が国の関心事項を地中海における漁業管理に反映させ、かつ地中海における我が国漁船の操業上の利益を確保していくために、理事會に加盟することが極めて重要となつてまいりました。

整理し、両条約及び他の関係条約における船舶の検査の間隔及び証書の有効期間に係る規定と調和させるようにするものであります。

地中海漁業一般理事會協定は、四月八日外務委員会に付託され、海上人命安全条約及び満載喫水線条約の両議定書は、去る三月二十八日参議院から送付され、四月八日外務委員会に付託されたものであります。

外務委員会におきましては、十一日池田外務大臣から以上三件について提案理由の説明を聴取し、昨十六日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、三件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第六 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第六、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長市川雄一君。

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔市川雄一君登壇〕

○市川雄一君 たいだいま議題となりました不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における社会経済情勢の推移等にかんがみ、不動産特定共同事業の業務に関する規制の合理化を図るため、事業参加者等が不動産投資に専門的知識及び経験を有する者等である場合には、事業実施時期の制限等を定めた規定の適用を除外する等の措置を講じるとともに、届け出事務等の手続について負担の軽減を図ろうとするものであります。

本案は、参議院先議に係るものであり、衆議院においては、去る四月八日本委員会に付託され、翌九日亀井建設大臣から提案理由の説明を聴取し、十一日質疑に入り、昨十六日質疑を終了、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第七 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第七、農林水産省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事小平忠正君。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔小平忠正君登壇〕

○小平忠正君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等の系統組織が、厳しい状況に対応して、その経営の健全性を確保していくためには、自助努力と相まって、行政による検査の的確な実施が一層重要となっていることにかんがみ、農林水産省の本省において、これら団体の業務及び会計の検査を統一かつ効率的に行うための措置を講じようとするものであります。

すなわち、林野庁及び水産庁が行っている森林組合、水産業協同組合等の検査に関する事務を農林水産省の本省に移管するため、所要の規定を整備することとしております。

委員会におきましては、四月十日藤本農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十六日に質疑を行いました。質疑終了後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第八 放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第八、放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長木村義雄君。

放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔木村義雄君登壇〕

○木村義雄君 たいだいま議題となりました放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、視聴覚障害者の利便の増進を図るためテレビジョン放送事業者等は字幕番組等をできる限り多く放送するようにしなければならないこととするともに、放送番組審議機関の活性化に資するため放送事業者が行う報告及び公表に関する規定を整備する等の改正を行おうとするものであります。

本案は、去る四月十五日日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、昨十六日堀之内郵政大臣から提案理由の説明を聴取した後、参考人の意見を聴取し、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日本銀行法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、日本銀行法案について、趣旨の説明を求めます。大蔵大臣三塚博君。

〔三塚博君登壇〕

○國務大臣(三塚博君) たいだいま議題となりました日本銀行法案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、内外の経済社会情勢の変化に対応し、日本銀行の通貨及び金融の調節における独立性とその意思決定の透明性を高めるとともに、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営を確保する必要性にかんがみ、日本銀行の抜本的な改革を実施するため、日本銀行法の全部を改正するものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、日本銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うほか、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的とすることとし、また、通貨及び金融の調節の理念等について明確化することといたしております。

第二に、政策委員会の議決事項の拡充及びその組織の見直しを行うほか、通貨及び金融の調節に関する事項を議事とする会議の議事要旨を速やかに公表する等の措置を講ずることとしております。また、通貨及び金融の調節等についての報告書を国会に提出するとともに、業務及び財産の状況について説明を求められたときは、総裁等は国会に出席しなければならないこととしております。

第三に、政策委員会の政府代表委員制度を廃止し、通貨及び金融の調節に関する事項を議事とす

平成九年四月十七日 衆議院會議録第二十七号

日本銀行法案の趣旨説明に対する北脇保之君の質疑

四

る政策委員会の会議に限り政府から出席することができるとし、政府からの出席者は、議案を提出し、または議決の延期を求めることができる等の措置を講ずることとしたしております。

第四に、役員構成、任命、任期等について、総裁、副総裁等の任命に両議院の同意を要することとする等所要の見直しを行うこととしたしております。また、役員員について、守秘義務等を定めるとともに、給与等の支給の基準及び服務に関する準則を作成し、公表しなければならないこととしております。

第五に、大蔵大臣の広範な業務命令権、立入検査権等を廃止し、日本銀行または役員員に違法行為等があったときに限り、大蔵大臣はその是正等を求めることができることとするともに、監事の監査機能の活用を図っていくこととしております。また、経費の予算についても、大蔵大臣は、認可をしない場合にはその理由を公表しなければならないこと等を定めることとしたしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。以上、日本銀行法案につきまして、その趣旨を申し上げた次第であります。(拍手)

日本銀行法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。北脇保之君。

(北脇保之君登壇)

○北脇保之君 私は、新進党を代表いたしました。ただいま趣旨説明のありました日本銀行法案につきまして、総理大臣並びに大蔵大臣に質問をいたします。

近年、世界的な金融市場の発展は著しいものが

あります。我が国の金融政策についても、市場原理の徹底と透明性の確保を図り、グローバルマーケットからの信頼を得ることが大きな課題になっています。加えて、金融政策が国民生活や国民経済に大きな影響を与える時代に入っており、中央銀行が国民から信頼を得ることがますます重要になりつつあります。

これに対して、現行の日本銀行法は、昭和十七年に制定された国家総動員体制のもとで立法でありまして、「国家経済総力ノ適切ナル發揮」を目的としており、大蔵大臣の一般的監督権を認めるなど、中央銀行としての独立性の担保が明確でなく、時代にそぐわないものとなっていることは明らかです。

以上の点から、私は、日本銀行法の全面的な改正の必要性を認め、むしろ速きに失したと考えるものであります。今回の法案が時代の要請に合ったものになっているか、幾つかの点についてお尋ねいたします。

まず、中央銀行のあり方については、歴史的経験に深く学ぶ必要があります。この点、最も深刻な教訓を残したのは、言うまでもなくバブル期の経済運営の失敗です。日本銀行は、一九八五年九月のプラザ合意で意図的につくり出された円高に伴う不況対策として、八六年に四回も連続的に公定歩合を引き下げました。さらに、八七年二月にも〇・五％引き下げ、当時としては史上最低の年二・五％という超低金利を実現し、その後二年三カ月の長期にわたってこれを維持しました。

結局のところ、八六年から八九年における日本政府の経済運営は、財政面で財政再建を堅持する一方で、ひたすら日銀に低金利を強要し続けることになりました。財政当局が為替政策上の要請に金融政策と中央銀行を従属させた結果、すさまじい資産インフレを招いたわけでありました。

私は、現時点において、当時の政府の経済政策の誤りを認め、さらに、中央銀行の独立性がいかに

重要であるかという点に対する認識が不足していたことを率直に認めるべきだと考えますが、総理大臣のお考えを伺います。

次に、今回の改正案における日銀の独立性に関する基本的な考え方について伺います。

ただいま述べたバブル経済の例でも明らかのように、財政政策と金融政策は時にその利益が相反するものであり、金融政策が財政政策に従属するようだと、金融政策の本来の目的である物価の安定が損なわれるおそれがあります。この点について、中央銀行研究会答申も「インフレ的な経済運営を求める外部からの圧力を排し、物価の安定を達成するためには、中央銀行に独立性を付与する必要がある」と述べています。

しかるに、法案では「日本銀行の通貨及び金融の調節における自主性は、尊重されなければならない」とされておられ、「独立性」にかわって「自主性」という言葉が使われております。ここに言う「自主性」とは、答申に言う「独立性」と同じなのか。もし違うとするなら、どのような点において異なる概念なのか。日銀の存在の根幹にかかわる部分ですので、総理大臣にお答えをいただきたいと思ひます。

私は、今回の日銀法案は現行法と比較して大きな進歩であると評価するものではありませんが、なお独立性の付与の点で中途半端であることは否めません。これは、日銀を大蔵省管轄下の認可法人としているために、さまざまな事項について大蔵省の認可にかからしめていた点に原因があります。日銀の独立性の確保のために、その法的性格にまで踏み込んだ議論が必要と考えますが、大蔵大臣、いかがでしょうか。

私も、日銀の準公的な性格とマーケットの中の銀行という性格を整理し、日銀の独立性を確保するためには、政策委員会を独立行政委員会とし、そのもとに日銀を置くことも有力な案と考えております。この点については、今後の国会審議

を通じて議論を深めてまいりたいと思ひます。

また、仮に法案に示された日銀の基本的性格を前提にするとしても、その独立性の確保のために次の点を修正するべきではないでしょうか。

まず、日銀予算を大蔵省の認可制ではなく届け出制とすること。第二に、政策委員会への政府側出席者は、大蔵大臣、経企庁長官及びそれぞれの政務次官までに限り、大蔵省職員の代理出席を認めないこと。第三に、日銀の国会への報告は大蔵省経由ではなく直接国会に対して行うこと。さらに、これは法案の修正事項とはなりませんが、大蔵大臣による違法行為等の是正措置に関しては、運用面で乱用のないように厳に戒めること。以上の諸点について、大蔵大臣のお考えを伺います。

今回の日銀法の改正は我が国の金融システムの改革の一環をなすものでありますが、ただいま現在、金融システム不安は深刻になっています。先日、日銀の救済措置と拓銀、北海道銀行の合併計画の発表がありました。こうした金融機関対策が不透明で場当たり的なものであれば、日銀法の改正がなされても、その運用に対する信頼を深めることはできません。

その点、今回の日銀救済措置においては、新金融安定化資金の活用という形で実質的に日銀資金が投入されているが、これが大蔵省の検査を終えずに行われており、また日銀の現状について国民に十分な説明がなされておられません。これは、日銀法案で標榜されている透明性の確保に反するものであります。また、日銀資金のたび重なる投入は、管理通貨の信頼基盤である中央銀行の財務内容を悪化させるおそれがあります。

政府は次の諸点を明らかにするべきと考えますが、大蔵大臣、お答えをお願いいたします。まず第一に、日銀の経営実態がどうなっているのか。債務超過ではないのか。第二に、日銀

をつぶせば金融システムの安定を損なうことになるのか。預金と金融債を保護すればよいのであって、経営の保護と預金等の保護は別ではないのか。そして第三に、債務超過でないとはすれば、金融三法で対処すべきケースではないので、このような場合の救済策はどのようなルール及び仕組みで実施するのか。以上の点について、お答えをお願いいたします。

これまで日銀のあり方についてお尋ねしてまいりましたが、ここで視野を少し広げて、今回の日銀法改正は、大蔵省金融行政の改正とあわせて、金融システム全体の問題としてとらえなければなりません。政府案は次のような点に問題があると考えますが、総理大臣のお考えを伺います。

第一に、金融監督庁は、金融行政に関する企画立案部門を大蔵省に残し、地方の金融機関の検査監督は大蔵省の地方財務局に委任するなど、大蔵省の実質的なコントロールのもとにあり、単なる機構いじり、もっと言えば大蔵省の焼け太りになっているのではないのでしょうか。

第二に、金融行政の中身を、密室で行われる不透明で裁量性の高い業者行政、いわゆる護送船団方式から、市場ルールに基づく事後チェック方式に改めるべきですが、そのような改革が見えてきておりません。この点についてはいかがでしょうか。

第三に、信用秩序維持に関する危機管理の当事者が、大蔵省、日銀に金融監督庁を加えて三者になることで、対応が複雑になるとともに、責任の所在が不明確になり、行革の趣旨にも反するのではないのでしょうか。また、民間金融機関の間には、金融当局が三つになることで対応が煩わしくなる、どう対応したらよいかわからないというような不安の声があります。政府は、このような声をどのように受けとめているのでしょうか。

以上の点から、私どもは、金融行政の改革にお

いて金融監督庁は不要であると考えます。決済システム維持のための日常的な検査監督業務を日銀に実施させ、信用秩序維持のための危機管理と一体化することで、日銀と大蔵省による効率的で責任ある信用秩序維持の仕組みを構築すべきであります。この点についても、今後の国会審議を通じて議論を深めてまいりたいと考えます。

以上、日銀法案について意見を述べさせていただきました。昭和十七年以来の国の仕組みの大きな変革にかかわる案件でありますので、総理大臣及び大蔵大臣の真率な御答弁をお願いして、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(橋本龍太郎君登壇) 北脇議員にお答えを申し上げます。〕

まず、バブル経済当時の政策についての御意見がありました。当時の地価や株価が、後から振り返ってみますと、まさに経済的な合理性を欠いたレベルにまで高騰していたと考えられますし、その後、マーケットの中で、ある時点の急激な価格低下というものが生ずることも必然的な市場の動きであったようにも思えます。このような極めて大規模かつ急激な資産価格の上昇というものは、戦後初めて経験した事態でありました。そして、一般に当時

時がいわゆるバブルであるとは認識されておらず、政府としても的確に見通すことができなかった面があったことは否定できません。しかし、政府として、中央銀行の独立性への配慮を行わなかったということではないと思えます。

いずれにしても、今後、バブルの教訓を肝に銘じながら、再びバブルを発生させないよう適切な経済運営に努めてまいります。

次に、日銀の金融政策の独立性と自主性、これは同じなのかというお尋ねがありました。

日本銀行法案におきましては、広範な業務命令権の廃止などを通じて、中央銀行研究会報告で指

摘をされました、日本銀行の金融政策の独立性の確保を図っております。なお、この報告書は、我が国の政治制度のもとにおいては、「日本銀行は国会や内閣から完全に独立した存在ではありえない」と指摘しているところでありまして、こうした日本銀行の金融政策の独立性の性格を踏まえた上で、日本銀行法案においては「自主性」との文言を用いていると承知していただきます。

次に、金融監督庁についてのお尋ねがありました。

今般の改革は、民間金融機関などに対する検査監督という執行面の機能を総理府設置の金融監督庁が担い、企画立案という政策面の機能を大蔵省が分担することが、市場規律を基軸とした透明かつ公正な金融行政への転換に資するという趣旨によって実施するものでございます。こうした基本的な考え方に基づいて、明確に機能分担を行うとともに、両者が適切な連携を図ることによって、透明かつ公正な金融行政が実施できる、そのような考えております。

次に、護送船団方式から市場ルールに基づく事後チェック方式に改めるべきという御指摘がありました。

これまでの金融行政に対する種々の御批判を真摯に受けとめながら、そのあり方を抜本的に見直し、自己責任原則の徹底と市場規律の十分な発揮を基軸とする透明性の高い行政を行うていくことが重要だと考えています。こうした観点に立ちまして、情報開示の促進や早期是正措置などルールの明確化の必要な措置を講じつつあります。自由かつ透明で信頼できる市場を構築していくために一層努力していきたいと思っております。

次に、信用秩序維持に関する危機管理についてのお尋ねがありました。

金融監督庁、大蔵省及び日銀は、それぞれの目的のもとに明確な役割を担っております。ま

た、法令により各機関の関係が定められますとともに、各機関ごとの連携が確保されることによりまして、破綻処理などにおいても的確な対応が図られると考えています。したがって、責任の所在が不明確になり、行政改革の趣旨に反するという御批判は当たらないと考えています。

次に、民間金融機関の中に、金融当局が三つになることで対応が煩わしくなるのではという御意見がありました。

今回の金融行政機構改革では、民間金融機関などに対する検査その他の監督権限は、破綻処理に関する権限を含めて、すべて大蔵省から金融監督庁の権限に移すことになっており、御指摘のような問題は生じないと思っております。

残余の質問については、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

〔国務大臣(三塚博君登壇) 北脇議員にお答えを申し上げます。〕

日本銀行の法的性格についての御質問でありましたが、中央銀行研究会及び金融制度調査会における議論の結果、「日本銀行が銀行業務を業務の中心とする」と、また、金融政策の独立性を確保する上で支障がないということからも、認可法人とする現在の法的位置づけで問題はないとされたところでございまして、日本銀行法案におきましては、こうした考え方を踏まえながら、現在の法的位置づけを維持したところであります。

法案を修正すべきとの御指摘でございますが、修正が必要とは考えておりません。以下、その理由を申し上げます。

まず、日銀の経費予算については、国民の財産である通貨発行益の処分である日本銀行の経費支出の適正を担保するためには、大蔵省への届け出のみでは、不適切な支出があった場合に的確に是正することができないなどの問題があるものと考え

政策委員会へ政府から出席する職員については、大蔵大臣または経済企画庁長官が、その時々状況に応じて適切と判断する者を指名して出席させることが適当であると考へます。

日銀の業務報告書を国会へ直接提出すべきとの御指摘につきましては、国会に対する報告制度を設ける場合には、内閣の構成員である主務大臣を経由することとすることが適当であると考へております。

なお、違法行為等の是正に関する運用については、法案に基づく適正な運用に努める所存でございます。

日債銀の財務状況についてのお尋ねですが、同行は、今回再建策を策定するに当たりまして、改めて監査法人とも十分に協議しつつ自己査定を行っておりまして、大蔵省としては、その結果の報告を受けるとともに、査定の考え方及びその内容について十分にチェックをいたしたところでございます。これにより、大蔵省としては、同行が債務超過状態でないことを確認しております。

次に、金融システムの関係についてのお尋ねですが、日債銀については、その規模、業務内容から見まして、破綻が生じた場合には、内外の金融システムの安定を損なうと考へた次第であります。同行の再建策を支援するのは、このような観点からでございます。経営の保護を目的としたものではございません。なお、支援に当たっては、経営責任の明確化や徹底したリストラが前提となりますことは当然であります。

救済策のルールについてのお尋ねであります。仮に金融機関が経営困難に陥った場合にどのよ

うな対応をとるかについては、金融システムの安定性が損なわれないよう対応するという基本的考へ方のもとで、当該銀行の置かれた状況を総合的に勘案いたしまして対応していかざるを得ないものでございまして、一概に申し上げられないものと理解をいたしたいと存じます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君
外務大臣 池田 行彦君
大蔵大臣 三塚 博君
農林水産大臣 藤本 孝雄君
運輸大臣 古賀 誠君
郵政大臣 堀之内久男君
建設大臣 亀井 静香君
出席政府委員
大蔵省銀行局長 山口 公生君

○議長の報告

(報告書及び文書受領)
一、去る十五日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。
林業基本法第九条第一項の規定に基づく平成八

年度林業の動向に関する年次報告
林業基本法第九条第二項の規定に基づく平成九年度において講じようとする林業施策についての文書

(政府委員承認)

一、昨十六日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房内閣外政審議
室長事務代理
兼内閣総理大臣官房外
政審議室長事務代理
東 良信

(政府委員任命)

一、昨十六日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、十六日議長において承認した東良信を、同日第四百四十回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、昨十六日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、同日(内閣官房内閣外政審議室長兼内閣総理大臣官房外政審議室長)平林博の第四百四十回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(常任委員解任及び補欠選任)

一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
大蔵委員

辞任

補欠

山本 謙司君 川内 博史君
秋葉 忠利君 濱田 健一君
吉田 公一君 岩國 哲人君
川内 博史君 山本 謙司君
濱田 健一君 秋葉 忠利君
岩國 哲人君 吉田 公一君

厚生委員

辞任

補欠

運輸委員

辞任

補欠

安倍 晋三君 阪上 善秀君
大村 秀章君 下地 幹郎君
嘉数 知賢君 大野 松茂君
根本 匠君 岸田 文雄君
能勢 和子君 保岡 興治君
山下 徳夫君 今村 雅弘君
坂口 力君 漆原 良夫君
福島 豊君 池坊 保子君
吉田 幸弘君 倉田 栄喜君
中川 智子君 秋葉 忠利君
保岡 興治君 下村 博文君
池坊 保子君 武山百合子君
漆原 良夫君 山中 輝子君
今村 雅弘君 山下 徳夫君
坂口 力君 嘉数 知賢君
福島 豊君 根本 匠君
倉田 栄喜君 安倍 晋三君
吉田 幸弘君 大村 秀章君
山中 輝子君 能勢 和子君
武山百合子君 吉田 公一君
坂口 力君 中川 智子君
秋葉 忠利君

関谷 勝嗣君 田中 和徳君
石崎 圭司君 石崎 圭司君
古屋 正雄君 赤松 正雄君
玉置 一弥君 古屋 圭司君
石崎 圭司君 田中 和徳君
田中 和徳君 関谷 勝嗣君

赤松 正雄君 玉置 一弥君

環境委員 補欠

中村 鋭一君 西川 知雄君
土井たか子君 辻元 清美君
西川 知雄君 中村 鋭一君
辻元 清美君 土井たか子君

議院運営委員

補欠

小坂 憲次君 堀込 征雄君
堀込 征雄君 小坂 憲次君

一、昨十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
外務委員

補欠

柿澤 弘治君 林 幹雄君
田中 昭一君 坂田 義孝君
原田昇左右君 岸田 文雄君
若松 謙雄君 石井 啓一君
古堅 実吉君 中路 雅弘君
岸田 文雄君 原田昇左右君
坂田 義孝君 田中 昭一君
林 幹雄君 柿澤 弘治君
石井 啓一君 若松 謙雄君
中路 雅弘君 古堅 実吉君

大蔵委員

補欠

北脇 保之君 山本 幸三君
吉田 公一君 岩國 哲人君
山本 幸三君 北脇 保之君
岩國 哲人君 吉田 公一君

厚生委員

補欠

伊吹 文明君 林 幹雄君
松本 純君 下地 幹郎君
吉田 幸弘君 山中 燦子君
枝野 幸男君 中桐 伸五君
中川 智子君 保坂 展人君
土屋 品子君 望月 義夫君
林 幹雄君 大石 秀政君
山中 燦子君 佐々木洋平君
大石 秀政君 伊吹 文明君
下地 幹郎君 松本 純君
佐々木洋平君 吉田 幸弘君
中桐 伸五君 枝野 幸男君
中川 智子君 中川 智子君
土屋 品子君 望月 義夫君
大石 秀政君 佐々木洋平君
伊吹 文明君 松本 純君
吉田 幸弘君 中桐 伸五君
枝野 幸男君 中川 智子君
中川 智子君 土屋 品子君

農林水産委員

補欠

金田 英行君 吉川 貴盛君
木部 佳昭君 田野瀬良太郎君
熊谷 市雄君 大野 松茂君
鈴木 宗男君 大村 秀章君
丹羽 雄哉君 持永 和見君
御法川英文君 虎島 和夫君
村岡 兼造君 茂木 敏充君
山本 公一君 林 幹雄君
仲村 正治君 松沢 成文君
安住 淳君 日野 市朗君
大村 秀章君 鈴木 宗男君
大野 松茂君 熊谷 市雄君
田野瀬良太郎君 木部 佳昭君
虎島 和夫君 御法川英文君

林 幹雄君 山本 公一君
持永 和見君 丹羽 雄哉君
茂木 敏充君 村岡 兼造君
吉川 貴盛君 金田 英行君
松沢 成文君 仲村 正治君
日野 市朗君 安住 淳君

逓信委員

補欠

川崎 二郎君 住 博司君
山口 俊一君 小此木八郎君
石垣 一夫君 漆原 良夫君
小此木八郎君 川崎 二郎君
住 博司君 山口 俊一君
漆原 良夫君 石垣 一夫君

建設委員

補欠

佐藤 静雄君 林 幹雄君
玉沢徳一郎君 虎島 和夫君
萩山 教蔵君 熊代 昭彦君
山本 謙司君 川内 博史君
熊代 昭彦君 萩山 教蔵君
虎島 和夫君 玉沢徳一郎君
林 幹雄君 佐藤 静雄君
川内 博史君 山本 謙司君

(議案提出)

一、去る十五日、議員から提出した議案は次のとおりである。
公職選挙法の一部を改正する法律案(石井一君外三名提出)

一、去る十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案
(議案付託)

一、去る十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)(参議院送付)

地方行政委員会 付託

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号) 法務委員会 付託
放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号) 逓信委員会 付託
治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)(参議院送付) 建設委員会 付託

一、昨十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八八号) 労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
労働福祉事業団法の一部を改正する法律案
中小企業の創造的職業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
(質問書提出)

一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
柔道整復健康保険療養費支給申請書に関する質問主意書(冬柴鐵三君提出)

(審判通知書受領)

一、去る十五日、内閣から、衆議院議員海江田万里君提出の輸送の場外車券場設置許可に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成九年四月二十八日まで回答する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

案 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律

右 国会に提出する。

平成九年二月七日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

法律 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律

全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「発展」とを「発展及び」に改め、「拡大」の下に「並びに地域の振興」を加える。

第九条第三項中「次項」を「第五項」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 運輸大臣は、建設主体が日本鉄道建設公団である場合において第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、第十三条第一項の規定により新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用を負担すべき都道府県の意見を聴かなければならない。

第十三条を次のように改める。

(建設費用の負担等)

第十三条 日本鉄道建設公団が行う新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用(営業主体から支払を受ける新幹線鉄道に係る鉄道施設の貸付料その他の日本鉄道建設公団の新幹線鉄道に係る業務に係る収入をもつて充てるものとして政令で定めるところにより算定される額に相当する部分を除く)は、政令で定めるところにより、国及び当該新幹線鉄道の存する都道府県が負担する。

2 都道府県は、その区域内の市町村で当該新幹線鉄道の建設により利益を受けるものに対し、その利益を受ける限度において、当該都道府県が前項の規定により負担すべき負担金の一部を負担させることができる。

3 前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

4 地方公共団体は、第一項及び第二項に規定するもののほか、新幹線鉄道に関し、その建設に要する土地の取得にあつては、その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十三条の次に次の一項を加える。

(地方公共団体に対する財源措置)

第十三条の二 国は、前条第一項及び第二項の規定により新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用を負担する地方公共団体に対し、その財政運営に支障を生ずることのないよう、そのために要する財源について必要な措置を講ずるものとする。

第十八条中「十万円」を「三十万円」に改める。

附則第十二項中「第四項まで」を「第五項まで」

に、「次項」を「第五項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「及び第四項」を「及び第五項」に改め、「第一項」の下に「とあり、並びに同条第四項中「建設主体が日本鉄道建設公団である場合において第一項」を、「附則第十一項」と、の下に「同条第三項及び第五項中」を、「者」との下に「同条第四項中「第十三条第一項」とあるのは「附則第十三項において準用する第十三条第一項」と、「新幹線鉄道」とあるのは「附則第六項に規定する新幹線鉄道規格新線等(以下単に「新幹線鉄道規格新線等」という。)を加える。

する第十三条第一項に改める。

附則第二十三項中「十万円」を「三十万円」に改める。

附則に次の一項を加える。

25 日本鉄道建設公団の新幹線鉄道規格新線等に係る業務に係る収入がある場合における第十三条第一項の規定の適用については、当該収入は、同項の日本鉄道建設公団の新幹線鉄道に係る業務に係る収入に含めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の全国新幹線鉄道整備法第十三条(同法附則第十三項において準用する場合を含む。)の規定は、平成九年度以降の年度の予算に係る国の負担により実施される工事について適用し、平成八年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助で平成九年度以降の年度に繰り越されたものにより実施される工事については、なお従前の例による。

(全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律の一部改正)

3 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項及び第四項を削る。

(全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部改正)

4 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第六

十四号)の一部を次のように改正する。
附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

理 由

新幹線鉄道の着実な整備を図るため、日本鉄道建設公団が行う新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用についての国及び地方公共団体の負担について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、新幹線鉄道の着実な整備を図るため、日本鉄道建設公団が行う新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用についての国及び地方公共団体の負担について定める等所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 目的の改正

全国新幹線鉄道整備法の目的に、地域の振興に資することを加えることとする。

2 日本鉄道建設公団が行う新幹線鉄道の建設費用の負担等

(一) 運輸大臣は、建設主体が日本鉄道建設公団である場合において工事実施計画に関する認可をしようとするときは、あらかじめ、新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用を負担すべき都道府県の意見を聴かなければならないこととする。

(二) 日本鉄道建設公団が行う新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用(営業主体から支払を受ける貨付料その他の日本鉄道建設公団の新幹線鉄道に係る業務に係る収入をもって充てるものとして算定される額に相当する部分を除く)は、政令で定めるところにより、国及び都道府県が負担することとする。

設に関する工事に要する費用(営業主体から支払を受ける貨付料その他の日本鉄道建設公団の新幹線鉄道に係る業務に係る収入をもって充てるものとして算定される額に相当する部分を除く)は、政令で定めるところにより、国及び都道府県が負担することとする。

(三) 国は、新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用を負担する地方公共団体に対し、その財政運営に支障を生ずることのないよう、そのために要する財源について必要な措置を講ずることとする。

3 その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

4 施行期日等

(一) この法律は、平成九年四月一日から施行することとする。

(二) この法律の施行に際し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととする。

二 議案の修正議決理由

本案は、新幹線鉄道の着実な整備を図るための措置として妥当なものと認めるが、施行期日については修正することと認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

また、本案に対し、民主党から、施行期日を長期債務償還計画の策定の日に改めることとする修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成九年度一般会計予算に、新幹線鉄道整備事業費として約三百四十億円が計上されている。

右報告する。

平成九年四月十五日

運輸委員長 杉山 憲夫

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙) (小字及び一は修正)

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日平成九年四月一日から施行する。

(別紙)

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 鉄道、道路、空港、港湾などの交通ネットワークについての将来展望を踏まえ、これらを総合的に検討するとともに、効果的な整備に努めること。

二 整備新幹線の新規着工の優先順位を決定するに際し、収支採算性の見通し、沿線地方公共団体の同意の取付け及びJRの同意等について、厳正に判断すること。

三 整備新幹線の新規着工区間についての結論が得られた場合は、速やかにこれを当委員会に報告すること。

四 整備新幹線の建設に当たっては、建設事業コストの見直しと事業の効率的執行に努めることにより、極力総事業費を抑制すること。

五 整備新幹線の建設に伴う並行在来線の経営分離によって、将来JR貨物の輸送ネットワークが寸断されないよう、万全の措置を講ずること。

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案

右国会に提出する。

平成九年二月七日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、日本国有鉄道清算事業団(以下「事業団」という。)の処理すべき債務が累増している状況にかんがみ、事業団の債務の累増の防止に資するために平成九年度において緊急に講ずべき措置として、政府による事業団の日本国有鉄道清算事業団債券に係る債務の承継その他事業団の債務の負担の軽減を図るための特別措置を定めるものとする。

(一般会計による債務の承継等)

第二条 政府は、平成十年三月三十一日において、額面金額の合計額が三兆三十五億円に相当する政令で定める日本国有鉄道清算事業団債券に係る事業団の債務(同日前に支払期が到来し

平成九年四月十七日 衆議院會議録第二十七号

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案及び同報告書 千九百六十三年五月二十二日に地中鉄道第一回特別会合同年五月二十一日及び二十二日にローマで開議において及び千九百七十八年七月一日に同理事会の第一十三回会合 同年六月二十八日から七月二日までローマで開議において改正された地中鉄道第一回特別会合協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

た利息に係るものを除く。以下「特定債務」という。を、一般会計において承継する。

2 政府は、前項の規定により特定債務を一般会計において承継したときは、その時において、事業団に対し、特定債務の額に相当する額の長期の資金を無利子で貸し付けたものとする。

3 前項の規定による貸付金の償還に必要事項は、政令で定める。

(国債に関する法律及び日本国有鉄道清算事業団法の適用等)

第三条 前条第一項の規定により政府が承継した特定債務に係る日本国有鉄道清算事業団債券(以下「特定債券」という。)については、国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号。第六条及び第八条を除く。)その他の法令中国債に関する規定を適用し、日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)第四十条(第五項及び第六項を除く。)の規定は、適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、特定債券については、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第二項の規定は、適用しない。

(無利子貸付金の償還条件の変更)

第四条 政府は、日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(昭和六十一年法律第七十六号)第一条第二項の規定による貸付金に係る債務その他政府が無利子で貸し付けた長期の資金に係る事業団の債務のうち政令で定めるものについて、据置期間を一年以内の期間延長することができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第二条第一項の規定による政府による特定債務の承継の際現に社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の規定による登録を受けている特定債券については、当該承継の時に、当該登録に係る登録機関は、当該登録の抹消を行うとともに、当該登録を受けている事項を日本銀行に通知するものとする。

3 日本銀行は、前項の通知を受けたときは、当該通知を受けた事項の登録を行うものとする。

4 前項の規定による登録は、国債に関する法律の規定による登録とみなす。

理 由

日本国有鉄道清算事業団の処理すべき債務が増している状況にかんがみ、平成九年度において、同事業団の長期債務に係る負担の軽減を図るための特別措置を緊急に講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、日本国有鉄道清算事業団(以下「事業団」という。)の処理すべき債務が累増している状況にかんがみ、平成九年度において緊急に講ずべき措置として、政府による事業団債券に係る債務の承継その他事業団の債務の負担の軽減を図るための特別措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 一般会計による債務の承継等

(一) 政府は、平成十年三月三十一日に、額面金額の合計額が三兆三十五億円に相当する事業団債券に係る事業団の債務(以下「特定債務」という。)を、一般会計において承継することとする。

(二) 政府は、特定債務を承継したときは、事業団に対し、特定債務の額に相当する額の長期の資金を無利子で貸し付けたものとする。

(三) (二)の貸付金の償還に必要事項は、政令で定めることとする。

(四) その他債務の承継に関する所要の規定の整備を行うこととする。

2 無利子貸付金の償還条件の変更

政府が無利子で貸し付けた長期の資金に係る事業団の債務のうち政令で定めるものについて、据置期間を一年以内の期間延長することができることとする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、日本国有鉄道清算事業団の処理すべき債務が累増している状況にかんがみ、平成九年度において、同事業団の長期債務に係る負担の軽減を図るための特別措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、国債及び借入金

金の状況に関する平成七年度末における現在高の実績並びに平成八年度末及び平成九年度末における現在高の見込及びその償還年次表に関する調査中に日本国有鉄道清算事業団債券承継国債として三兆三十五億円が計上されている。右報告する。

平成九年四月十五日

運輸委員長 杉山 憲夫

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 日本国有鉄道清算事業団の残存資産の有効売却等により、債務の削減に可能な限り努めること。

二 国鉄長期債務について情報開示を行いつつ、その抜本的処理方策を一日も早く策定し、来年度より実施すること。

千九百六十三年五月二十二日に地中海漁業一般理事会の第一回特別会合(同年五月二十一日及び二十二日にローマで開議)において及び千九百七十六年七月一日に同理事会の第十三回会合(同年六月二十八日から七月二日までローマで開議)において改正された地中海漁業一般理事会協定の締結について承認を求めるの件

右 国会に提出する。

平成九年二月二十五日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

千九百六十二年五月二十二日に地中海漁業一般理事会の第一回特別会合(同年五月十一日及び二十二日にローマで開催)において及び千九百七十六年七月一日に同理事会の第十三回会合(同年六月二十八日から七月二日までローマで開催)において改正された地中海漁業一般理事会協定の締結について承認を求めるの件

千九百六十二年五月二十二日に地中海漁業一般理事会の第一回特別会合(同年五月十一日及び二十二日にローマで開催)において及び千九百七十六年七月一日に同理事会の第十三回会合(同年六月二十八日から七月二日までローマで開催)において改正された地中海漁業一般理事会協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この協定は、地中海の海洋生物資源の保存、管理及び最適利用を促進すること等を目的とする地中海漁業一般理事会の設置について規定するものである。我が国がこの協定を締結することは、地中海における漁業に関する国際協力の促進に貢献し及び我が国の漁業の安定した発展を図るの見地から有意義であると認められる。よって、この協定を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

千九百六十二年五月二十二日に地中海漁業

一般理事会の第一回特別会合(同年五月十一日及び二十二日にローマで開催)において及び千九百七十六年七月一日に同理事会の第十三回会合(同年六月二十八日から七月二日までローマで開催)において改正された地中海漁業一般理事会協定

前文

締約国政府は、地中海及び黒海並びにこれらに接続する水域における海洋生物資源の開発及び適正な利用に関する共通の関心を有し、地中海漁業一般理事会の設置によって推進される国際協力を通じて、その目的の達成を促進することを希望して、次のとおり協定した。

第一条 理事会

1 締約国政府は、第三条に定める任務及び責任の遂行のために、地中海漁業一般理事会と称する理事会(以下「理事会」という。)を国際連合食糧農業機関(以下「機関」という。)の枠組みにおいて設置する。

2 理事会の構成国は、第十一条の規定に従ってこの協定を受諾する機関の加盟国若しくは準加盟国又は国際連合、その専門機関若しくは国際原子力機関に加盟している機関の非加盟国とする。この規定は、千九百六十二年五月二十二日以前にこの協定の締約国になった国際連合、その専門機関又は国際原子力機関に加盟していない国の理事会における構成国の地位に影響を及ぼすものではない。機関の準加盟国に関しては、この協定は、機関の憲章第十四条5の規定及び機関の一般規則第二十一規則3の規定に従って、機関により当該準加盟国の国際関係について責任を有する当局に提出される。

第二条 組織

1 各構成国は、理事会の会合に一人の代表を出すものとし、この代表は、一人の代表代理並びに専門家及び顧問を伴うことができる。代表代理、専門家及び顧問による理事会の会合への参加は、代表が不在である間代表代理が代表に代わって行動する場合を除くほか、投票権を伴わない。

2 各構成国は、一の票を有する。理事会の決定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、投票の過半数によって行われる。理事会の定足数は、構成国の過半数とする。

3 理事会は、議長一人及び副議長二人を選出する。

4 理事会の議長は、構成国の過半数によって別段の指示が行われる場合を除くほか、通常、少なくとも二年に一回理事会の通常会合を招集する。すべての会合の場所及び期日は、機関の事務局長と協議の上、理事会が決定する。

5 理事会の所在地は、ローマにある機関の本部とする。

6 機関は、理事会の事務局の職務を行うものとし、機関の事務局長は、理事会の事務局長を任命する。理事会の事務局長は、運営上機関の事務局長に対して責任を負う。

7 理事会は、構成国の三分の二以上の多数による議決で、その手続規則を採択し及び改正することができる。当該手続規則は、機関の一般規則に適合するものでなければならない。理事会の手続規則及びその改正は、機関の事務局長の承認の日から効力を生ずる。

第三条 任務

理事会は、海洋生物資源の開発、保存、合理的な管理及び最適利用を促進することを目的とし、この目的のために、次の任務及び責任を有する。

(a) 海洋生物資源の状態(豊度及び開発の水準を含む。)及び当該資源を基礎とする漁業の状態を検討すること。

(b) 第五条の規定に従って、次の事項のための適当な措置を作成し及び勧告すること。

(i) 次の措置を含む海洋生物資源の保存及び合理的な管理

漁法及び漁具の規制
特定の種の個体についての最小の大きさの設定
解禁期及び禁漁期並びに解禁水域及び禁漁水域の設定

総漁獲量及び総漁獲努力量の規制並びに構成国間におけるそれらの割当て

(ii) この(b)に規定する勧告の実施

(c) 水産業の経済的及び社会的側面を検討し並びにその発展を目的とする措置を勧告すること。

(d) 漁業のあらゆる側面について訓練及び知識を広めるための活動を奨励し、勧告し、調整し及び、適当な場合には、実施すること。

(e) 漁業及び海洋生物資源の保護の分野における調査及び開発に関する活動(協同の事業を含む。)を奨励し、勧告し、調整し及び、適当な場合には、実施すること。

(f) 開発可能な海洋生物資源及び当該資源を基礎とする漁業に関する情報を収集し、公表し又は広めること。

(g) 理事会がこの条に規定する目的を達成するために必要な他の活動を行うこと。

理事会は、前文に規定する水域において、前条に規定する任務及び責任を遂行する。

第四条 水域

理事会は、前文に規定する水域において、前条に規定する任務及び責任を遂行する。

平成九年四月十七日 衆議院會議録第二十七号

第五条 管理措置の勧告

1 第三條(ハ)に規定する勧告については、出席した投票する理事会の構成国の三分の二以上の多数による議決で採択する。採択された勧告は、理事会の議長が各構成国に通告する。

2 理事会の構成国は、この条の規定に従い、理事会が決定した日から、第三條(ハ)の規定に基づいて理事会が行った勧告を実施する。当該日は、この条に定める異議申立ての期間が経過する時よりも前であつてはならない。

3 理事会の構成国は、勧告の通告の日から百二十日以内に当該勧告に対して異議を申し立てることができる。その場合、当該構成国は、当該勧告を実施する義務を負わない。百二十日の期間内に異議が申し立てられた場合には、他の構成国は、引き続き六十日の期間内においても同様に異議を申し立てることができる。構成国は、いつでも異議を撤回し、及び勧告を実施することができる。

4 理事会の構成国の三分の一を超える国が勧告に対する異議を申し立てた場合には、他の構成国は、当該勧告を実施する義務を直ちに免除される。ただし、当該他の構成国の一部又は全部は、当該勧告を実施することを相互間で合意することができる。

5 理事会の議長は、異議又は異議の撤回を受領した場合に、直ちに各構成国に通報する。

第六條 報告

理事会は、各会合の後、その見解、勧告及び決定を記載した報告書を機関の事務局長に送付し、及び必要又は望ましいと思われる他の報告を機関の事務局長に対して行う。次條に規定する理事会の委員会及び作業部会の報告は、理事会を通じて

機関の事務局長に送付される。

第七條 委員会、作業部会及び専門家

1 理事会は、その目的に関連する事項について研究及び報告をする臨時、特別又は常設の委員会並びに特定の技術的問題について研究及び勧告をする作業部会を設置することができる。

2 1に定める委員会及び作業部会については、理事会の議長が招集する。その日時及び場所については、理事会の議長が機関の事務局長と協議の上、決定する。

3 理事会は、特定の事項又は問題の検討のため、機関の費用による専門家の採用又は任命を機関に提案することができる。

4 1に定める委員会及び作業部会の設置並びに3に定める専門家の採用又は任命は、機関の承認した予算の関連する項目において必要な資金が利用可能であることを条件とする。資金の利用可能性の決定については、機関の事務局長が行う。理事会は、委員会及び作業部会の設置並びに専門家の採用又は任命に関する支出を伴う決定を行う前に、機関の事務局長より運営上及び財政上の影響について報告を受ける。

第八條 国際機関との協力
理事会は、他の国際機関と共通の関心事項に関して緊密に協力する。

第九條 費用

1 代表、代表代理、専門家及び顧問が理事会の会合に出席するときの費用並びに代表者を第七條の規定に従って設置される委員会又は作業部会に派遣するときの費用については、これらの者を出席させ又は派遣する政府が決定し、支払う。

2 事務局の費用(出版及び連絡に係るものを含

む。)並びに理事会の議長及び副議長が理事会の会合と会合との間に理事会のために職務を遂行するときに要する費用については、機関の予算に計上される関連する支出予定額の限度内で、機関が決定し、支払う。

3 理事会の個々の構成国が個別に又は理事会の勧告によって実施する調査及び開発事業の費用については、関係する政府が決定し、支払う。

4 第三條(ロ)の規定に従って行われる協同の調査又は開発事業に関連して要する費用については、他の方法によって調達可能な場合を除くほか、相互に合意した形式及び割合において構成国が決定し、支払う。協同の事業については、実施の前に機関の理事会に通報する。協同の事業に対する分担金については、機関が設置する信託基金に払い込み、機関の会計規則及び財務管理に関する規則に従って機関が管理する。

5 機関の事務局長の同意を得て、理事会、委員会又は作業部会の会合に個人の資格で出席するよう招請される専門家の費用については、機関の予算から支払う。

第十條 改正

理事会は、理事会のすべての構成国の三分の二以上の多数による議決でこの協定を改正することができるものとし、機関の理事会が当該改正について機関の総会の承認を求めることが望ましいと認める場合を除くほか、当該改正は、機関の理事会の同意によって効力を生ずる。改正は、機関の理事会の決定の日又は適当な場合には機関の総会の決定の日から効力を生ずる。ただし、構成国に対する新たな義務を伴う改正は、各構成国が当該改正を受諾した時に当該構成国について効力を生ずる。新たな義務を伴う改正の受諾書は、機関の

事務局長に寄託されるものとし、機関の事務局長は、理事会のすべての構成国及び国際連合事務局長に対して当該改正の受諾及び効力発生について通報する。新たな義務を伴う改正を受諾しない理事会の構成国の権利及び義務は、当該改正が効力を生ずる前に有効であつたこの協定の規定によって引き続き規律されるものとする。

第十一條 受諾

1 この協定は、機関の加盟国又は準加盟国による受諾のために開放しておく。

2 理事会は、その構成国の三分の二以上の多数による議決で、国際連合、その専門機関又は国際原子力機関に加盟している機関の非加盟国であつて、理事会への加盟申請書及び理事会への加盟の時に現に効力を有しているこの協定を受諾する旨の正式の宣言書を提出したものに、構成国の地位を認めることができる。

3 機関の加盟国又は準加盟国でない理事会の構成国による理事会の活動への参加は、事務局の費用のうち、機関の会計規則の関連する規定に照らして決定される相応の額を当該国が負担することを条件とする。

4 機関の加盟国又は準加盟国によるこの協定の受諾については、機関の事務局長に受諾書を寄託することによって行う。当該寄託は、機関の事務局長が当該受諾書を受領した時に効力を生ずる。

5 機関の非加盟国によるこの協定の受諾については、機関の事務局長に受諾書を寄託することによって行う。当該非加盟国の理事会の構成国としての地位は、2の規定に従って、理事会が加盟申請を承認した日に有効となる。

6 機関の事務局長は、理事会のすべての構成

千九百六十二年五月二十日に地中東協定(一般理事会の第一回特別会合同年五月二十一日及び二十一日にローマで開催)において及び千九百七十七年七月一日に同理事会の第十三回会合同年六月二十八日から七月二日までローマで開催)において改定された地中東協定(一般理事会決定の締結について)に承認を求めるの件及び同報告書

国、機関のすべての加盟国及び国際連合事務局長に対して、効力を生じたすべての受諾について通報する。

7 この協定の受諾に際しては、留保を付することとができる。ただし、当該留保は、理事会の構成国が全会一致で承認する場合にのみ有効となる。機関の事務局長は、理事会のすべての構成国に対して、直ちにすべての留保について通報する。通報の日から三箇月以内に意思表示を行わない理事会の構成国については、留保を受諾したものとする。留保を付した国は、当該留保が承認されない場合には、この協定の締約国となることはできない。

第十二条 効力発生

この協定は、五番目の受諾書が受領された日から効力を生ずる。

第十三条 適用地域

理事会の構成国は、この協定を受諾する際、その参加を自国の領域のどの地域に適用するかについて明示するものとする。その宣言が行われない場合には、当該参加は、当該構成国が国際関係について責任を有するすべての地域に適用されるものとみなす。適用地域の範囲は、次条の規定に従って、後の宣言によって修正することができる。

第十四条 脱退

1 いずれの構成国も、当該構成国についてこの協定が効力を生じた日から二年を経過した後は、機関の事務局長に対して書面による脱退の通告を行うことによりいつでもこの協定から脱退することができる。機関の事務局長は、理事会のすべての構成国及び機関の加盟国に対して、直ちにその脱退を通報する。脱退は、機関

の事務局長がその通告を受領した日から三箇月で効力を生ずる。

2 理事会の構成国は、当該構成国が国際関係について責任を有する一又は二以上の地域について脱退の通告を行うことができる。構成国が理事会を脱退する旨の通告を行う場合は、その脱退が適用される一又は二以上の地域を明示するものとする。その宣言が行われない場合には、当該脱退は、当該構成国が国際関係について責任を有するすべての地域(機関の準加盟国である地域を除く)に適用されるものとみなす。

3 機関からの脱退の通告を行う理事会の構成国については、同時に理事会からも脱退するものとみなすものとし、その脱退は、当該構成国が国際関係について責任を有するすべての地域(機関の準加盟国である地域を除く)に適用されるものとみなす。

第十五条 解釈及び紛争の解決

この協定の解釈又は適用に関するいかなる紛争も、理事会によって解決されない場合には、各紛争当事者が一人ずつ任命する委員及び当該委員が選出する独立の議長によって構成される委員会に付される。当該委員会の勧告は、その性質上拘束力を有するものではないが、意見の不一致を生ぜしめた事項についての関係当事者による再考の基礎となる。この手続によっても解決されない紛争については、紛争当事者が他の解決方法について合意する場合を除くほか、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に付託する。

第十六条 終了

この協定は、脱退の結果として理事会の構成国の数が五未満となる場合には、残余の構成国が全会一致で別段の決定を行う場合を除くほか、その

時に自動的に終了する。

第十七条 認証及び登録

この協定の本文は、当初、千九百四十九年九月二十四日にローマにおいてフランス語で作成された。千九百六十二年五月二十二日に理事会の第一回特別会合において及び千九百七十六年七月一日に理事会の第十三回会合において改正されたこの協定の英語、フランス語及びスペイン語による二部は、機関の理事会の承認又は適当な場合には機関の総会の承認の後、機関の総会又は機関の理事会の議長及び機関の事務局長が認証する。これらの二部のうち一部は、機関の記録に寄託する。当該他の一部は、登録のため、国際連合事務局長に送付する。また、機関の事務局長は、協定の原本を認証し、かつ、一部を機関の各加盟国及びこの協定の締約国である又は締約国となることができる機関の非加盟国に送付する。

て改正されたものである。

理事会以外に地中海における漁業について権限を有している国際機関としては、大西洋まぐろ類保存国際委員会が存在している。我が国は、昭和四十四年に同委員会が設立された当初から同委員会の加盟国として、地中海を含む大西洋のマグロ類の保存及び管理に積極的に参画してきたが、特に地中海及び黒海における漁業を対象とする理事会には加盟しておらず、オブザーバーとして参加してきた。しかし、近年、地中海沿岸諸国の間では、海洋法に関する国際連合条約の発効を背景に、沿岸国の利益を一面反映させるような操業規制の可能性を含め、地中海の漁業管理のあり方を見直すべしとの議論が生じてきた。そこで、遠洋漁業国としての我が国の関心事項を地中海における漁業管理に反映させ、かつ地中海における我が国漁船の操業上の利益を確保していくためには、理事会に正式に加盟することが極めて重要となった。

本協定は、地中海及び黒海並びにこれらに接続する水域の海洋生物資源の保存、管理及び最適利用を促進すること等を目的とする理事会の設置について規定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 締約国政府は、理事会をFAOの枠組みにおいて設置する。理事会の構成国は、この協定を受諾するFAOの加盟国若しくは準加盟国又は国際連合等の加盟国であるFAOの非加盟国とすること。

2 理事会は、海洋生物資源の保存及び合理的な管理のための措置を作成し及び勧告すること等の任務及び責任を有すること。

平成九年四月十七日 衆議院會議録第二十七号

千九百七十四年五月二十一日に地中海漁業一般理事會の第一回特別會合(同年五月二十一日及び二十三日にローマで開地において及び千九百七十六年七月一日に同理事會の第十三回會合(同年六月二十八日及び二十九日にローマで開地において改正された地中海漁業一般理事會協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書)千九百七十四年の海上における人命の安全のための國際條約に關する千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

3 海洋生物資源の保存管理措置の勧告は、出席しかつ投票する理事會の構成國の三分の二以上の多数による議決で採択する。理事會の構成國は、理事會が決定した日から当該勧告を実施すること。ただし、勧告の通告の日から百二十日以内に当該勧告に異議を申し立てた構成國は、当該勧告を実施する義務を負わないこと。

右報告する。

平成九年四月十六日

外務委員長 遠沢 一郎

衆議院議長 伊藤 宗一郎殿

4 理事會は、その目的に關連する事項について研究及び報告をする委員會並びに特定の技術的問題について研究及び報告をする作業部會を設置することができること。

千九百七十四年の海上における人命の安全のための國際條約に關する千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて國會法第八十三條により送付する。
平成九年三月二十八日

參議院議長 齋藤 十朗

衆議院議長 伊藤 宗一郎殿

5 この協定の解釈又は適用に關する紛争は、理事會によつて解決されない場合には、各紛争當事者が任命する委員等によつて構成される委員會に付され、この手続によつても解決されない紛争については、國際司法裁判所に付託すること。

なお、本協定は、昭和二十七年二月二十日に効力を生じており、我が國についてはFAOの事務局長が受諾書を受領した日に効力が生ずることになっている。

千九百七十四年の海上における人命の安全のための國際條約に關する千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件
千九百七十四年の海上における人命の安全のための國際條約に關する千九百八十八年の議定書の締結について、日本國憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、國會の承認を求める。

千九百七十四年の海上における人命の安全のための國際條約に關する千九百八十八年の議定書

よつて政府は、本協定の締結について、日本國憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、國會の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、地中海における漁業に關する國際協力を促進し及び我が國の漁業の安定した發展を図るとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

この議定書の締結國は、千九百七十四年十一月一日にロンドンで作成された海上における人命の安全のための國際條約の締結國であるので、検査及び証書に關し、同條約に他の國際文書に於ける規定と調和のとれた規定を導入する必要があることを認め、

千九百七十四年の海上における人命の安全のための國際條約に關する議定書の締結によりこの必要を最もよく満たすことができることを考慮して、次のとおり協定した。

第一条 一般的義務

1 この議定書の締結國は、この議定書及びこの議定書の不可分の一部を成す附屬書を実施することを約束する。「この議定書」といふときは、同時に附屬書を含めていふものとする。

2 この議定書の締結國の間において、改正された千九百七十四年の海上における人命の安全のための國際條約(以下「條約」といふ)の規定を適用する。ただし、この議定書における條約の修正及び追加の規定に従ふことを条件とする。

3 この議定書の締結國は、條約及びこの議定書の締結國でない國を旗國とする船舶に対し、一層有利な取扱ひがそれらの船舶に与えられないことを確保するため、必要に応じて條約及びこの議定書の規定を適用する。

第二条 従前の條約

1 この議定書は、この議定書の締結國の間において、條約に關する千九百七十八年の議定書に代わるものとし、同議定書を廃止する。

2 この議定書の他のいづれの規定にもかかわらず、條約の規定に基づいて発給された証書及び條約に關する千九百七十八年の議定書の規定に基づいて発給されたその証書の追補であつて、証書又は追補を発給した締結國についてこの議定書が効力を生じた時に有効なものは、場合に依り、條約又は條約に關する千九百七十八年の議定書の規定によりその有効期間が満了するまで有効とする。

3 この議定書の締結國は、千九百七十四年十一月一日に採択された千九百七十四年の海上における人命の安全のための國際條約に基づいて証書を發給してはならない。

第三条 情報伝達

この議定書の締結國は、國際海事機關(以下「機關」といふ)の事務局長に次のものを送付し、かつ、寄託することを約束する。

(a) この議定書の範圍内の事項について定めた法令

(b) 指名された検査員及び認定された団体であつて海上における人命の安全のための措置を自國の政府に代わつてとる権限を与えられたものの名簿(すべての締結國に対しその職員への情報として回章に付するのためのもの)並びに指名された検査員又は認定された団体に与える権限についての責任の範圍及び條件の通知書

(c) この議定書に基づいて發給される証書の十分な数の見本

第四条 署名、批准、受諾、承認及び加入

1 この議定書は、機關の本部において、千九百八十九年三月一日から千九百九十年二月二十八日まで署名のため、その後は加入のため、開放しておく。いづれの國も、3の規定に従ふことを条件として、次のいづれかの方法によりこの議定書に拘束されることについての同意を表明することができる。

(a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。

(b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。

- (c) 加入すること。
 - 2 批准、受諾、承認又は加入は、そのための文書を機関の事務局長に寄託することによって行う。
 - 3 批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく条約に署名し又はこれを批准し、受諾し、承認し若しくはこれに加入した国のみが、批准、受諾若しくは承認を条件とすることなくこの議定書に署名し又はこれを批准し、受諾し、承認し若しくはこれに加入することができる。
- 第五条 効力発生
- 1 この議定書は、次の条件の双方が満たされた日の後十二箇月で効力を生ずる。ただし、この議定書は、千九百九十二年一月一日前に効力を生ずることはない。
 - (a) 十五以上の国であつてその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の五十パーセントに相当する商船船腹量以上となる国が前条の規定に従つてこの議定書に拘束されることについての同意を表明すること。
 - (b) 千九百八十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書の効力発生のための条件が満たされること。
 - 2 この議定書の効力発生のための条件が満たされた日の後で効力発生の日前に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、批准、受諾、承認又は加入は、この議定書の効力発生の日又は文書の寄託の日の後三箇月を経過した日のうちいずれか遅い日に効力を生ずる。
 - 3 この議定書の効力発生の日後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。

- 4 この議定書の改正が次条の規定に従つて受諾されたときみなされる日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正された議定書に係るものとみなす。
- 第六条 改正
- 条約第八条に規定されている手続は、次のことを条件として、この議定書の改正に適用する。
- (a) 条約第八条の規定において「この条約」又は「締約政府」というときは、それぞれこの議定書又はこの議定書の締約国をいうものとする。
 - (b) この議定書のいずれかの条及び附属書の改正は、条約のいづれかの条又は附属書第一章の規定の改正に適用される手続に従つて、採択され、効力を生ずるものとすること。
 - (c) この議定書の附属書の付録の改正は、条約の附属書第一章以外の附属書の改正に適用される手続に従つて、採択され、効力を生ずるものとすること。
- 第七条 廃棄
- 1 締約国は、この議定書が自国について効力を生じた日から五年を経過した後は、いつでもこれを廃棄することができる。
 - 2 廃棄は、機関の事務局長に廃棄書を寄託することによって行う。
 - 3 廃棄は、機関の事務局長による廃棄書の受領の後一年で、又は廃棄書に明記するこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。
 - 4 いずれかの締約国が条約を廃棄した場合に、この議定書をも廃棄したものとみなす。このような廃棄は、条約の廃棄が条約第十一条(c)の規定に従つて効力を生ずる日と同一の日に効力を生ずる。

- 第八条 寄託者
- 1 この議定書は、機関の事務局長(以下「寄託者」という。)に寄託する。
 - 2 寄託者は、次のことを行う。
- (a) この議定書に署名しており又は加入しているすべての国の政府に対し、次の事項を通報すること。
 - (i) 新たに行われた署名及び批准、受諾、承認又は加入の文書の寄託並びに署名又は寄託の日
 - (ii) この議定書の効力発生の日
 - (iii) この議定書の廃棄書の受領及びその受領の日並びに廃棄が効力を生ずる日
 - (b) この議定書に署名し又は加入したすべての国の政府にこの議定書の認証謄本を送付すること。
 - 3 この議定書が効力を生じたときは、寄託者は、国際連合憲章第百一条の規定により、その認証謄本を登録及び公表のため速やかに国際連合事務局に送付する。
- 第九条 用語
- この議定書は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成する。イタリア語による公定訳文は、作成の上、署名済みの原本と共に寄託する。
- 千九百八十八年十一月十一日にロンドンで作成した。
- 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

- 附属書 千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の修正及び追加
- 第一章 一般規定
- A部 適用、定義等
- 第二規則 定義
- (k) を次のように改める。
- (k) 「新船」とは、千九百八十年五月二十五日以後にキールが据え付けられる船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶をいう。
- (m) 次の次の(m)を加える。
- (n) 「検査基準日」とは、証書の有効期間の満了の日に対応する各年の日をいう。
- B部 検査及び証書
- 第六規則 検査
- 第六規則を次のように改める。
- 第六規則 検査
- (a) 船舶の検査は、この規則の実施及びその適用の免除に関する限り、主管庁の職員が行う。主管庁は、検査をそのために指名する検査員又は主管庁の認定する団体に委託することができる。
 - (b) (a)の規定により検査を行う検査員を指名し又は団体を認定する主管庁は、指名された検査員又は認定された団体に對し少なくとも次のことを行う権限を与える。
- (i) 船舶の修繕を要求すること。
 - (ii) 寄港国の当局からの要請に応じて検査を行うこと。
- 主管庁は、指名された検査員又は認定された団体に与える権限についての責任の範囲及び条件を機関に通報する。
- (c) 指名された検査員又は認定された団体は、船

平成九年四月十七日 衆議院會議録第二十七号

千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の締結について承認を求め
るの件及び同報告書

船舶若しくはその設備の状態が実質的に証書の記載事項どおりでないと認める場合又は船舶若しくはその設備の状態が航行に際して船舶若しくは乗船者に危険を及ぼすと認める場合には、是正措置がとられることを速やかに確保し、及び正式に主管庁に通報する。是正措置がとられない場合には、当該証書を回収すべきである。この場合には、速やかに主管庁に通報するものとし、船舶が他の締約国の港にあるときは、寄港国の当局にも速やかに通報する。主管庁の職員、指名された検査員又は認定された団体が寄港国の当局に通報した場合には、寄港国の政府は、これらの職員、検査員又は団体に對し、この第六規則の規定に基づく義務の遂行に必要な援助を与える。寄港国の政府は、当該船舶が、船舶又は乗船者に危険を及ぼすことなしに、航行し又は修繕のため適当な場所へ向かう目的で出港することができるようになるまで、当該船舶を航行させてはならない。

(d) 主管庁は、あらゆる場合において、検査の完全性及び実効性を十分に保証するものとし、この義務の履行のために必要な措置をとる。

第七規則 旅客船の検査

(a) 第七規則を次のように改める。

(i) 旅客船は、次の検査を受ける。

(ii) この章の第十四規則(b)及び(c)から(d)までの規定が適用される場合を除くほか、十二箇月ごとに一回の更新検査

(iii) 臨時の追加検査

(b) (a)の検査は、次のとおり行う。

(i) 最初の検査においては、船底の外部及びボ

イラーの内外部を含む船体、機関及び設備についての完全な検査を行う。この最初の検査は、船体、ボイラーその他の圧力容器及びその附属品、主機関、補助機関、電気設備、無線設備(救命設備において使用するものを含む)、防火設備、消防設備、救命設備、船舶に備える航行設備、航海用刊行物、水先人用乗船設備その他の設備の配置、材料及び寸法がこの規則に定める要件及びこの規則に基づいて主管庁が制定する法令に定める要件であつて船舶についてその予定された用途別に適用されるものを完全に満たすことを確保するものでなければならない。この最初の検査は、また、船舶のすべての部分及び設備の工作がすべての点において満足なものであること並びに船舶がこの規則及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則の要求する灯火、形状物並びに音響信号及び遭難信号の装置を備えることを確保するものでなければならない。

(ii) 更新検査においては、船底の外部を含む船体、ボイラーその他の圧力容器、機関及び設備の検査を行う。この更新検査は、船舶が、船体、ボイラーその他の圧力容器及びその附属品、主機関、補助機関、電気設備、無線設備(救命設備において使用するものを含む)、防火設備、消防設備、救命設備、船舶に備える航行設備、航海用刊行物、水先人用乗船設備その他の設備について満足な状態にありかつその予定された用途に適合すること並びにこの規則及びこの規則に基づいて主管庁が制定する法令に適合することを確保するものでなければならない。船舶に備える灯火、形状

物並びに音響信号及び遭難信号の装置もまた、この規則及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則に適合することを確保するため、検査を受けるものとする。

(iii) この章の第十一規則に規定する調査の結果に基づき修繕が行われた場合又は重大な修繕若しくは取替えが行われた場合には、状況に応じ、全般的又は部分的な追加検査を行う。この追加検査は、必要な修繕又は取替えが実効的に行われたことを確認するとともに、その修繕又は取替えの材料及び工作がすべての点において満足なものであること並びに船舶がすべての点においてこの規則及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則並びにこれらに基づいて主管庁が制定する法令に適合することを確保するものでなければならない。

(c) (i) (b)の法令は、人命の安全の見地から、船舶がその予定された用途に適合することをすべての点において確保するためのものでなければならない。

(ii) (b)の法令は、特に、主ボイラー、補助ボイラー、接続物、蒸気管、高压容器及び内燃機関の燃料タンクについて行う最初の及びその後の水圧試験又はこれに代わる適当な試験に関する要件(試験の方法及び試験の間隔を含む)を定めるものとする。

第八規則 貨物船の救命設備その他の設備の検査

第八規則 貨物船の救命設備その他の設備の検査

第八規則 貨物船の救命設備その他の設備の検査

第八規則 貨物船の救命設備その他の設備の検査

他の設備で(b)(i)に定めるものは、次の検査を受ける。

(i) 船舶の就航前の最初の検査

(ii) この章の第十四規則(b)及び(c)から(d)までの規定が適用される場合を除くほか、主管庁の定める五年を超えない間隔で行う更新検査

(iii) 貨物船安全設備証書の二回目の検査基準日の前後三箇月以内若しくは三回目の検査基準日の前後三箇月以内に行う定期的検査。この定期的検査については、(a)(ii)に定める年次検査の一に代えて行う。

(iv) 貨物船安全設備証書の検査基準日の前後三箇月以内に行う年次検査

(v) この章の第七規則(b)(ii)において旅客船について定めるところに準ずる追加検査

(vi) (a)の検査は、次のとおり行う。

(i) 最初の検査においては、消防設備、救命設備(無線設備を除く)、船舶に備える航行設備、水先人用乗船設備並びに第三章から第三章まで及び第五章の規定が適用されるその他の設備がこの規則に適合し、満足な状態にあり、かつ、船舶の予定された用途に適合することを確保するため、これらの設備について完全な検査を行う。火災制御図、航海用刊行物、灯火、形状物並びに音響信号及び遭難信号の装置もまた、この規則及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則(適用がある場合)に適合することを確保するため、検査を受けるものとする。

(ii) 更新検査及び定期的検査においては、(b)(i)の設備がこの規則及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則の関係規定に適合し、満足な状態にあり、かつ、船舶の予定さ

れた用途に適合することを確保するため、これらの設備の検査を行う。

(iii) 年次検査においては、(b)(i)の設備がこの章の第十一規則(a)の規定に従つて維持され、かつ、船舶の予定された用途に適合することを確保するため、これらの設備についての一般的な検査を行う。

(c) (a)及び(b)に定める定期的検査及び年次検査を行った場合には、貨物船安全設備証書に裏書する。

第九規則 貨物船の無線設備及びレーダーの検査

第九規則を次のように改める。

第九規則 貨物船の無線設備の検査

(a) 第三章及び第四章の規定が適用される貨物船の無線設備(救命設備において使用するものを含む)は、次の検査を受ける。

(i) 船舶の就航前の最初の検査

(ii) この章の第十四規則(b)及び(c)から(d)までの規定が適用される場合を除くほか、主管庁の定める五年を超えない間隔で行う更新検査

(iii) 貨物船安全無線証書の検査基準日の前後三箇月以内に行う定期的検査

(iv) この章の第七規則(b)(iii)において旅客船について定めるところに準ずる追加検査

(v) (a)の検査は、次のとおり行う。

(i) 最初の検査においては、貨物船の無線設備(救命設備において使用するものを含む)がこの規則に適合することを確保するため、この設備についての完全な検査を行う。

(ii) 更新検査及び定期的検査においては、貨物船の無線設備(救命設備において使用するものを含む)がこの規則に適合することを確保する。

するため、この設備の検査を行う。

(a)(iii)に定める定期的検査を行った場合には、貨物船安全無線証書に裏書する。

第十規則 貨物船の船体、機関及び設備の検査

第十規則を次のように改める。

第十規則 貨物船の船体、機関及び設備の検査

(a) 貨物船の船体、機関及び設備で(b)(i)に定めるもの(貨物船安全設備証書及び貨物船安全無線証書に含まれる事項を除く)は、次の検査を受ける。

(i) 船舶の就航前の最初の検査(船底の外部の検査を含む)。

(ii) この章の第十四規則(b)及び(c)から(d)までの規定が適用される場合を除くほか、主管庁の定める五年を超えない間隔で行う更新検査

(iii) 貨物船安全構造証書の二回目の検査基準日の前後三箇月以内若しくは三回目の検査基準日の前後三箇月以内に行う中間検査。この検査については、(a)(ii)に定める年次検査の一に代えて行う。

(iv) 貨物船安全構造証書の検査基準日の前後三箇月以内に行う年次検査

(v) この章の第十四規則(e)及び(f)の規定が適用される場合を除くほか、いかなる五年間においても少なくとも二回の船底の外部の検査。

この章の第十四規則(e)及び(f)の規定が適用される場合には、延長された証書の有効期間に一致させてこの五年間の期間を延長することができる。ただし、いかなる場合にもこの船底の外部の検査の間隔は三十六箇月を超えないものとする。

(vi) この章の第七規則(b)(iii)において旅客船について定めるところに準ずる追加検査

(b) (a)の検査は、次のとおり行う。

(i) 最初の検査においては、船体、機関及び設備についての完全な検査を行う。この検査は、船体、ボイラーその他の圧力容器及びその付属品、主機関、補助機関(操舵装置及びその制御装置を含む)、電気設備並びに他の設備の配置、材料、寸法及び工作がこの規則に適合し、満足な状態にあり、かつ、船舶の予定された用途に適合すること及び必要な復原性資料が備えられていることを確保するものでなければならない。この検査には、タンカーについては、ポンプ室、貨物油用、燃料油用及び通気用の配管系統並びにそれらの安全装置の検査を含める。

(ii) 更新検査においては、(b)(i)の船体、機関及び設備がこの規則に適合し、満足な状態にあり、かつ、船舶の予定された用途に適合することを確保するため、これらの検査を行う。

(iii) 中間検査においては、船体、ボイラーその他の圧力容器、機関及び設備、操舵装置及びその制御装置並びに電気設備が船舶の予定された用途に適合することを確保するため、これらの検査を行う。この検査には、タンカーについては、ポンプ室、貨物油用、燃料油用及び通気用の配管系統並びにそれらの安全装置の検査並びに危険場所の電気設備の絶縁抵抗試験を含める。

(iv) 年次検査においては、(b)(i)の船体、機関及び設備がこの章の第十一規則(a)の規定に従つて維持され、かつ、船舶の予定された用途に適合することを確保するため、これらについての一般的な検査を行う。

(v) 船底の外部の検査及びこれと同時に行う関係項目の検査は、これらが船舶の予定された用途に適合することを確保するものでなければならない。

(c) (a)から(v)までに定める中間検査、年次検査及び船底の外部の検査を行った場合には、貨物船安全構造証書に裏書する。

第十一規則 検査後における状態の維持

第十一規則を次のように改める。

第十一規則 検査後における状態の維持

(a) 船舶及びその設備の状態は、船舶が船舶又は乗船者に危険を及ぼすことなく航行し得ることを確保するため、すべての点においてこの規則に適合するように維持する。

(b) この章の第七規則から第十規則までの規定に基づく船舶の検査の完了後は、主管庁の許可を受けず限り、検査の対象となる構造配置、機関、設備等の変更を行つてはならない。

(c) 船舶に事故が生じた場合又は船舶に欠陥が見された場合において、船舶の安全性又は救命設備その他の設備の実効性若しくは安全性に影響するときは、当該船舶の船長又は所有者は、できる限り速やかに関係証書の発給について責任を有する主管庁、指名された検査員又は認定された団体に報告するものとし、報告を受けた者は、この章の第七規則から第十規則までの規定により要求される検査が必要であるかどうかを決定するための調査を開始する。当該船舶が他の締約政府の港にある場合には、当該船舶の

平成九年四月十七日 衆議院會議録第二十七号

千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の締結について承認を求め
るの件及び同報告書

船長又は所有者は、当該他の締約政府の当局にも速やかに報告するものとし、指名された検査員又は認定された団体は、この報告が行われたことを確認する。

第十二規則 証書の発給

第十二規則を次のように改める。

第十二規則 証書の発給又は裏書

(a) 次章から第五章までの関係規定その他この規則の関係規定に適合する旅客船に対し、最初の検査又は更新検査の後に旅客船安全証書と称する証書を発給する。

(ii) 次章及び第二二章の関係規定(消防設備及び火災制御図に関する規定を除く)その他この規則の関係規定に適合する貨物船に対し、最初の検査又は更新検査の後に貨物船安全構造証書と称する証書を発給する。

(iii) 次章から第三章まで及び第五章の関係規定その他この規則の関係規定に適合する貨物船に対し、最初の検査又は更新検査の後に貨物船安全設備証書と称する証書を発給する。

(iv) 第四章の関係規定その他この規則の関係規定に適合する貨物船に対し、最初の検査又は更新検査の後に貨物船安全無線証書と称する証書を発給する。

(v) (1) 次章から第五章までの関係規定その他この規則の関係規定に適合する貨物船に対し、最初の検査又は更新検査の後に、(a) (ii) から (v) までに規定する証書の代わりに貨物船安全証書と称する証書を発給することができる。

(2) 貨物船安全証書が貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書及び貨物船安全無線証書

書の代わりに使用される場合には、この章の貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書及び貨物船安全無線証書に係る規定を貨物船安全証書について準用する。

(vi) (a) (i) 及び (ii) から (v) までに規定する旅客船安全証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書及び貨物船安全証書は、設備の記録によつて補足される。

(vii) この規則により船舶に免除を認める場合には、(a) (i) から (v) までに規定する証書のほか、免除証書と称する証書を発給する。

(viii) この規則に定める証書は、主管庁又は主管庁から権限を与えられた者若しくは団体が発給し又は裏書する。いずれの場合においても、証書については、主管庁が全責任を負う。

(b) 締約政府は、この規則が自己について効力を生じた日の後は、千九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約、千九百四十八年の海上における人命の安全のための国際条約又は千九百三十九年の海上における人命の安全のための国際条約に基づいて証書を発給してはならない。

第十三規則 他の政府による証書の発給
第十三規則を次のように改める。

第十三規則 他の政府による証書の発給
又は裏書

締約政府は、主管庁の要請があつたときは、船舶に検査を受けさせることができるものとし、この規則の規定に適合していると認めるときは、この規則に基づいて、当該船舶に対し証書を発給するか若しくは証書の発給を認め又は船舶の証書に

裏書するか若しくは証書の裏書を認める。このようにして発給する証書には、その証書が船舶の旗国の政府の要請に基づいて発給される旨を記載する。その証書は、この章の第十二規則の規定に基づいて発給される証書と同一のものとみなされ、同一の効力を有する。

第十四規則 証書の有効期間

第十四規則を次のように改める。

第十四規則 証書の有効期間及び効力

(a) 旅客船安全証書は、十二箇月を超えない期間について発給する。貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書及び貨物船安全無線証書は、主管庁の定める五年を超えない期間について発給する。免除証書は、関連する証書の有効期間を超える期間について効力を有することはない。

(b) (i) 更新検査が証書の有効期間の満了の前二箇月以内に完了する場合には、(a) の規定にかかわらず、新証書は、当該検査の完了の日から次に定める日までの期間効力を有する。

(1) 旅客船については、当該満了の日から十二箇月を超えない日

(2) 貨物船については、当該満了の日から五年を超えない日

(ii) 更新検査が証書の有効期間の満了の日の後に完了する場合には、新証書は、当該検査の完了の日から次に定める日までの期間効力を有する。

(1) 旅客船については、当該満了の日から十二箇月を超えない日

(2) 貨物船については、当該満了の日から五年を超えない日

(iii) 更新検査が証書の有効期間の満了の前二箇月の日前に完了する場合には、新証書は、当該検査の完了の日から次に定める日までの期間効力を有する。

(1) 旅客船については、当該検査の完了の日から十二箇月を超えない日

(2) 貨物船については、当該検査の完了の日から五年を超えない日

(c) 旅客船安全証書以外の証書が五年未満の期間について発給される場合には、主管庁は、証書の有効期間を当初の満了の日を超えて (a) に定める最長の期間まで延長することができる。ただし、この章の第八規則から第十規則までに規定する検査であつて証書が五年の期間について発給される場合に適用されるものが適宜行われることを条件とする。

(d) 更新検査が完了した場合において、証書の有効期間の満了の前日に新証書を発給すること又は船舶に備えることができないときは、主管庁により権限を与えられた者又は団体は、証書に裏書することができるものとし、その証書は、当該満了の日からさらに五箇月を超えない期間について効力を有するものとする。

(e) 証書の有効期間の満了の時に船舶がその検査がされる予定の港にない場合には、主管庁は、証書の有効期間を延長することができる。ただし、延長は、船舶がその検査がされる予定の港への航海を完了することができるようになるためにのみ、しかもそれが適当かつ合理的であると認められる場合に限り、許可される。証書の有効期間の延長は、三箇月を超えて行うことはできない。有効期間の延長を許可された証書を

- 備える船舶は、その検査がされる予定の港に到着したときは、新証書の発給を受けない限り、当該延長によつては、その港を離れることができない。更新検査が完了したときは、新証書は、次に定める日まで効力を有する。
- (i) 旅客船については、延長を許可される前の証書の有効期間の満了の日から十二箇月を超えない日
 - (ii) 貨物船については、延長を許可される前の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日
 - (iii) 短航海に従事する船舶に発給された証書であつて、(c)から(e)までの規定による有効期間の延長がされていないものについては、主管庁は、記載された有効期間の満了の日から一箇月以内の猶予期間を認めることができる。更新検査が完了したときは、新証書は、次に定める日まで効力を有する。
 - (iv) 旅客船については、延長を許可される前の証書の有効期間の満了の日から十二箇月を超えない日
 - (v) 貨物船については、延長を許可される前の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日

- (vi) 貨物船については、更新検査の完了の日から五年を超えない日
- (vii) 年次検査、中間検査又は定期的検査が関係規則に規定される期間前に完了する場合には、次の規定を適用する。
- (i) 証書に示された検査基準日については、裏書することにより、検査の完了の日の後三箇月を超えない日に相当する日に改める。
- (ii) 関係規則により要求されるその後の年次検査、中間検査又は定期的検査については、新たな検査基準日を用いることによつて当該規則に規定する間隔で完了するものとする。
- (iii) 証書の有効期間の満了の日については、関係規則に規定する検査の最大の間隔を超えないように一以上の年次検査、中間検査又は定期的検査が適宜行われることを条件として、変更しなくともすることができる。
- (iv) この章の第十二規則又は第十三規則の規定に基づいて発給された証書は、次のいずれかの場合には、効力を失う。
- (i) この章の第七規則(a)、第八規則(a)、第九規則(a)及び第十規則(a)に規定する期間内に検査が完了しない場合
- (ii) 証書がこの規則に従つて裏書されない場合
- (iii) 船舶がその移転により他の国を旗国とする事となる場合。新しい証書は、これを発給する政府が当該船舶がこの章の第十一規則(a)及び(b)の規定に適合していると認めた場合のみ、発給される。締約政府の間において船舶が移転された場合には、当該船舶の移転前の旗国の政府は、移転後三箇月以内に要請を

受けたときは、できる限り速やかに、移転前に当該船舶が有していた証書の写し及び入手可能なときは関係検査報告書の写しを主管庁に送付する。

第十五規則 証書の様式

第十五規則を次のように改める。

第十五規則 証書及び設備の記録の様式

証書及び設備の記録は、この条約の附属書の付録に定める様式により作成する。使用される言語が英語及びフランス語のいずれでもない場合には、証書には、これらの言語のいずれかによる訳文を含める。

第十六規則 証書の揭示

第十六規則を次のように改める。

第十六規則 証書の提示

この章の第十二規則及び第十三規則の規定に基づいて発給する証書は、検査のため船上においていつでも容易に提示することができるようにしておく。

第十九規則 監督

第十九規則を次のように改める。

第十九規則 監督

(a) 船舶は、他の締約政府の港において、この章の第十二規則又は第十三規則の規定に基づいて発給された証書が有効であることを確認するためのものである限り、当該他の締約政府から正當に権限を与えられた職員が行う監督に服する。

(b) 証書は、有効なものである限り、認容される。ただし、船舶又はその設備の状態が実質的に証書の記載事項とおりでないと認める明確な

根拠がある場合並びに船舶又はその設備がこの章の第十一規則(a)及び(b)の規定に適合しないと認める明確な根拠がある場合は、この限りでない。

(c) (b)に規定する場合、証書の有効期間が満了した場合及び証書が効力を失つた場合には、監督を行う職員は、当該船舶が、船舶若しくは乗船者に危険を及ぼすことなしに、航行し又は修繕のため適当な場所へ向かう目的で出港することができるようになるまで、当該船舶を航行させないための措置をとる。

(d) 監督が何らかの干渉を伴ふこととなる場合には、当該監督を行う職員は、当該船舶の旗国の領事又は領事が駐在していないときは最寄りのその旗国の外交代表に対し、干渉を必要と認める事情を直ちに書面で通報する。更に、当該証書の発給について責任を有する指名された検査員又は認定された団体に対しても、同様に通報する。干渉に係る事実、機関に報告する。

(e) 船舶の寄港地の当局は、(c)及び(d)に規定する措置をとることができない場合又は当該船舶が次の寄港地へ航行することを認める場合には、(d)に規定する旗国の関係者のほかに、次の寄港地の当局に対し、当該船舶についての関連情報を通報する。

(f) この第十九規則の規定により監督を行う場合には、船舶を不当に抑留し又はその出航を不当に遅らすことのないように、可能なあらゆる努力を払う。船舶は、不当に抑留され又はその出航を不当に遅らされた場合には、被つた損失及び損害の賠償を受ける権利を有する。

付録 千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附屬書付録の修正及び追加
条約附屬書付録に含まれる旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安
全無線電信証書、貨物船安全無線電話証書及び免除証書の様式を次の証書及び設備の記録の様式に改
める。

旅客船に対する安全証書の様式

旅客船安全証書

この証書は、設備の記録(様式P)によって補足される。

(公の印章)

(国名)

国際 (注1) 航海に対するもの
短国際

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、
の政府の権限の下に、 (権限を与えられた者又は団体) が発給する。

(国の名称)

(権限を与えられた者又は団体)

船舶の要目(注2)

船名

船舶番号又は信号符号

船籍港

総トン数

認められた航行海域(第IV章第2規則)

国際海事機関船舶識別番号(注3)

キールが掘え付けられた日若しくはこれと同様の建造段階に達した日又は用途変更若しくは主要な
変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日

この証書は、次のことを証明する。

- 1 この船舶が上記の条約第1章第7規則の規定に従って検査されたこと。
- 2 検査の結果、次のことが明らかとなったこと。
 - 2.1 この船舶が次の事項について上記の条約に定める要件を満たしていること。
 - (1) 船体、主機関及び補助機関並びにボイラーその他の圧力容器
 - (2) 水密区画の配置及び詳細
 - (3) 次の区画満載喫水線

指定されかつ船舶の中央にお
いて船頭に標示される区画満
載喫水線(第11章第13規則
参照)

C. 1	フリーボード	他の用途に使用されることが ある次の場所が旅客を積載用 とする。
C. 2		
C. 3		

- 2.2 この船舶が防火構造、消防設備及び火災制御装置について上記の条約に定める要件を満たして
いること。
- 2.3 救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の機材品が上記の条約に定める要件に従って
備えられていること。
- 2.4 この船舶が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設備を上記の条約に定める要件
に従って備えていること。
- 2.5 この船舶が無線設備について上記の条約に定める要件を満たしていること。
- 2.6 救命設備において使用する無線設備の機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。
- 2.7 この船舶が船舶に備える航行設備、水先人用乗船設備及び航海用刊行物について上記の条約
に定める要件を満たしていること。
- 2.8 この船舶が灯火、形象物並びに音響信号及び遭難信号の装置を上記の条約及び現行の海上に
おける衝突の予防のための国際規則に従って備えていること。
- 2.9 他のすべての事項について、この船舶が上記の条約の関係規定に適合していること。
- 3 免除証書が発給されている/発給されていない(注1)こと。
この証書は、 _____ まで効力を有する。
_____ において発給した。
(証書の発給の場所)

(発給の日)

(証書の発給について権限を与えられた職員の署名)

(必要に応じて、証書を発給する当局の印章)

- 注1 該当しないものを抹消すること。
- 注2 船舶の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。
- 注3 この情報は、決議A.600(15)として採択された「国際海事機関船舶識別番号制度」に従って
任意に含めることができる。

更新検査が完了し、上記の条約第 I 章第 14 規則(d)の規定を適用する場合における証書

この船舶は、上記の条約の関係規定に適合していると認められる。よつて、この証書は、同条約第 I 章第 14 規則(d)の規定に従つて _____ まで効力を有するものとする。

署名

(権限を与えられた職員の名)

場所

日

(必要に応じて、当局の印章)

上記の条約第 I 章第 14 規則(e)又は(f)の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は
猶予期間について証書の有効期間を延長するための証書
この証書は、上記の条約第 I 章第 14 規則(e)/(f)(注)の規定に従つて _____ まで効
力を有するものとする。

署名

(権限を与えられた職員の名)

場所

日

(必要に応じて、当局の印章)

注 該当しないものを抹消すること。

検査保安証書の記載(第 14 規則)

この記載は、検査保安証書の記載と一致しなければならない。

1988 年の議定書により修正された 1974 年の海上における

人命の安全のための国際条約に係る設備の記録

1 船舶の要目

船名

船舶番号又は信号符号

認められた旅客数

無線設備を操作する資格を有する者についての最低限度の人数

2 救命設備の詳細

1 備えている救命設備	総計	
	左舷	右舷
2 救命艇の総数		
2.1 救命艇に収容される人数の総計		
2.2 部分閉型型の救命艇(第 III 章第 42 規則)の数		
2.3 自己復原部分閉型型の救命艇(第 III 章第 43 規則)の数		
2.4 全閉型型の救命艇(第 III 章第 44 規則)の数		
2.5 その他の救命艇		
2.5.1 数		
2.5.2 型		
3 発動機付救命艇の数(2 の救命艇の総数に含まれる。)		
3.1 探照灯を取り付けた救命艇の数		
4 救助艇の数		
4.1 2 の救命艇の総数に含まれる救助艇の数		
5 救命いかだ		
5.1 承認された進水装置を必要とする救命いかだ		
5.1.1 救命いかだの数		
5.1.2 救命いかだに収容される人数		
5.2 承認された進水装置を必要としない救命いかだ		
5.2.1 救命いかだの数		
5.2.2 救命いかだに収容される人数		
6 救命浮器		
6.1 浮器の数		
6.2 浮器に支えられる人数		
7 救命浮環の数		
8 救命胴衣の数		

9 イマージョン・スーツ	
9.1 総数	-----
9.2 救命胴衣の要件を満たすイマージョン・スーツの数	-----
10 保温具(注1)の数	-----
11 救命設備において使用する無線設備	-----
11.1 レーダー・トランスポンダーの数	-----
11.2 双方向VHF無線電話装置の数	-----

3 無線設備の詳細

項	目	実際の措置
1 主な設備		
1.1 VHF無線設備		
1.1.1 デジタル選択呼出装置		-----
1.1.2 デジタル選択呼出聴守装置		-----
1.1.3 無線電話		-----
1.2 MF無線設備		
1.2.1 デジタル選択呼出装置		-----
1.2.2 デジタル選択呼出聴守装置		-----
1.2.3 無線電話		-----
1.3 MF・HF無線設備		
1.3.1 デジタル選択呼出装置		-----
1.3.2 デジタル選択呼出聴守装置		-----
1.3.3 無線電話		-----
1.3.4 直接印刷電信		-----
1.4 インパルスサット船舶地球局		-----
2 警報のための補助手段		-----
3 海上安全情報の受信設備		-----
3.1 ナビテックス受信機		-----

3.2 高度集団呼出受信機	
3.3 HF直接印刷電信受信機	
4 衛星系非常用位置指示無線標識	
4.1 コスパス・サート	-----
4.2 インパルスサット	-----
5 VHF非常用位置指示無線標識	-----
6 船舶のレーダー・トランスポンダー	-----
7 無線電話連発周波数(2,182キロヘルツ)聴守受信機(注2)	-----
8 無線電話緊急信号(周波数42,182キロヘルツのもの)発生装置(注3)	-----

4 無線設備の利用可能性を確保するための方法(第IV章第15規則6及び7)

- 4.1 設備の二重化
- 4.2 陸上保守
- 4.3 海上における保守能力
- 5 1995年2月1日前に建造された船舶であつて1988年に改正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約第IV章に定める要件のいずれかを満たしていないもの(注3)

	規則の要件	実際の措置
通信士の聴守時間	-----	-----
通信士の数	-----	-----
自動緊急機の有無	-----	-----
主設備の有無	-----	-----
補助設備の有無	-----	-----
主送信機及び補助送信機が電氣的に分離されているか又は結合されているかの別	-----	-----

6 1992年2月1日前に建造された船舶であつて1988年に改正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約第III章に定める要件を完全には満たしていないもの(注4)

	実際の措置
救命艇の無線電信設備	-----
救命用の端艇及びいかだのための持運び式の無線装置	-----

救命用の端艇及びいぐだの非常用位置指示無線標識(周波数が121.5
メガヘルツ及び243.0メガヘルツのもの)
双方向無線電話装置

この記録がすべての点において正しいことを証明する。

において発給した。

(記録の発給の場所)

(発給の日)

(記録の発給について権限を与えられた職員の署名)

(必要に応じて、記録を発給する当局の印章)

注 1 上記の条約第三章第88規則5、10a、第41規則 8 00及び第47規則2、203の規定により要求され
るものを除く。

注 2 1999年2月1日の後又は海上安全委員会により他の日が決定される場合にはその日の後に
発給される証書のための設備の記録に記載することを要しない。

注 3 1999年2月1日の後に発給される証書のための設備の記録に記載することを要しない。

注 4 1999年2月1日の後に発給される証書のための設備の記録に記載することを要しない。

貨物船安全構造証書

貨物船安全構造証書

(公の印章)

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、
の政府の権限の下に、 (権限を与えられた者又は団体) が発給する。

(国の名称)

(権限を与えられた者又は団体)

船舶の要目(注1)

船名

船舶番号又は信号符字

船籍港

総トン数

載貨重量(メートル・トン)(注2)

国際海事機関船舶識別番号(注3)

船舶の種類(注4)

油タンカー

化学薬品タンカー

ガス運搬船

上記以外の貨物船

キールが据え付けられた日若しくはこれと同様の建造段階に達した日又は用途変更若しくは主要な
変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日

この証書は、次のことを証明する。

1 この船舶が上記の条約第 I 章第10規則の規定に従って検査されたこと。

2 検査の結果、上記の条約第 I 章第10規則に規定する船体、機関及び設備の状態が満足なものであ
ること並びにこの船舶が同条約第 II - 1 章及び第 II - 2 章の関係規定(消防設備及び火災制御図に
関する規定を除く。)に適合していることが明らかとなったこと。

3 最近の二回の船底の外部の検査が (日) 及び (日) に行われたこ
と。

4 免除証書が発給されている/発給されていない(注4)こと。

この証書は、上記の条約第 I 章第10規則の規定に基づく年次検査、中間検査及び船底の外部の検査
が行われることを条件として、 (注5) まで効力を有する。

において発給した。

(証書の発給の場所)

(発給の日)

(証書の発給について権限を与えられた職員の署名)

(必要に応じて、証書を発給する当局の印章)

注 1 船舶の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。

注 2 油タンカー、化学薬品タンカー及びガス運搬船についてのみ記入する。

注 3 この情報は、決議 A. 600(18)として採択された「国際海事機関船舶識別番号制度」に従って任
意に含めることができる。

注 4 該当しないものを抹消すること。

注 5 上記の条約第 I 章第14規則(a)の規定に従って主管官が定める有効期間の満了の日を記入す
る。この日に対応する各年の日は、同規則(b)の規定に従って改められる場合を除くほか、同
条約第 I 章第 2 規則(c)に規定する検査基準日となる。

年次検査及び中間検査に係る証書

上記の条約第 I 章第10規則の規定により要求される検査において、この船舶が同条約の関係規定に
適合していると認められたことを証明する。

年次検査	一回目の検査
署名 (権限を与えられた職員の署名)	署名 (権限を与えられた職員の署名)
場所	場所
日	日
(必要に応じて、当局の印章)	(必要に応じて、当局の印章)
署名 (権限を与えられた職員の署名)	署名 (権限を与えられた職員の署名)
場所	場所
日	日
(必要に応じて、当局の印章)	(必要に応じて、当局の印章)
署名 (権限を与えられた職員の署名)	署名 (権限を与えられた職員の署名)
場所	場所
日	日
(必要に応じて、当局の印章)	(必要に応じて、当局の印章)
署名 (権限を与えられた職員の署名)	署名 (権限を与えられた職員の署名)
場所	場所
日	日
(必要に応じて、当局の印章)	(必要に応じて、当局の印章)
署名 (権限を与えられた職員の署名)	署名 (権限を与えられた職員の署名)
場所	場所
日	日
(必要に応じて、当局の印章)	(必要に応じて、当局の印章)

上記の条約第1章第14規則(h)の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げるための裏書 上記の条約第1章第14規則(h)の規定に従い、新たな検査基準日は、_____とする。		船舶の種類(注4) 油タンカー 化学薬品タンカー ガス運搬船 上記以外の貨物船 キールが据え付けられた日若しくはこれと同様の建造段階に達した日又は用途変更若しくは主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日 この証書は、次のことを証明する。
署名 _____ (権限を与えられた職員の署名) 場所 _____ 日 _____		1 この船舶が上記の条約第1章第8規則の規定に従って検査されたこと。
上記の条約第1章第14規則(h)の規定に従い、新たな検査基準日は、_____とする。		2 検査の結果、次のことが明らかとなったこと。
(必要に応じて、当局の印章) 署名 _____ (権限を与えられた職員の署名) 場所 _____ 日 _____		2.1 この船舶が消防設備及び火災制御図について上記の条約に定める要件を満たしていること。
注1 該当しないものを抹消すること。 注2 追加的な検査のための欄を設けることができる。		2.2 救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の機装品が上記の条約に定める要件に従って備えられていること。
貨物船安全設備証明書の発行 この証書は、設備の記録(様式B)によって補足される。		2.3 この船舶が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設備を上記の条約に定める要件に従って備えていること。
(公の印章) 1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、 の政府の権限の下に、 _____ (権限を与えられた者又は団体) が発給する。		2.4 この船舶が船舶に備える航行設備、水先人用乗船設備及び航海用刊行物について上記の条約に定める要件を満たしていること。
(国の名称) 船舶の要目(注1) 船名 _____ 船舶番号又は信号符字 _____ 船籍港 _____ 総トン数 _____ 載貨重量(メートル・トン)(注2) _____ 船舶の長さ(第Ⅲ章第3規則10) _____ 国際海事機関船舶識別番号(注3) _____		2.5 この船舶が灯火、形象物並びに音響信号及び遭難信号の装置を上記の条約及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則に従って備えていること。
		2.6 他のすべての事項について、この船舶が上記の条約の関係規定に適合していること。
		3 この船舶が上記の条約第Ⅲ章第26規則1.1(i)の規定に従って _____ の海域の範囲内を航行すること。
		4 免除証書が発給されている／発給されていない(注4)こと。
		この証書は、上記の条約第1章第8規則の規定に基づく年次検査及び定期的検査が行われることを条件として、 _____ (注5)まで効力を有する。 _____ において発給した。
		(証書の発給の日) _____ (証書の発給について権限を与えられた職員の署名) (必要に応じて、証書を発給する当局の印章)
		注1 船舶の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。
		注2 油タンカー、化学薬品タンカー及びガス運搬船についてのみ記入する。

注 3 この情報は、決議 A. 600(15)として採択された「国際海事機関船舶識別番号制度」に従って任意に含めることができる。 注 4 該当しないものを抹消すること。 注 5 上記の条約第 I 章第 14 規則(a)の規定に従って主管庁が定める有効期間の満了の日を記入する。この日に対応する各年の日は、同規則(b)の規定に従って改められる場合を除くほか、同条約第 I 章第 2 規則(c)に規定する検査基準日となる。 年次検査及び定期的検査に係る裏書 上記の条約第 I 章第 8 規則の規定により要求される検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。	署名 _____ (権限を与えられた職員の署名) 場所 _____ 日 _____ (必要に応じて、当局の印章)
年次検査／定期的検査(注)	署名 _____ (権限を与えられた職員の署名) 場所 _____ 日 _____ (必要に応じて、当局の印章)
年次検査／定期的検査(注)	署名 _____ (権限を与えられた職員の署名) 場所 _____ 日 _____ (必要に応じて、当局の印章)
年次検査	署名 _____ (権限を与えられた職員の署名) 場所 _____ 日 _____ (必要に応じて、当局の印章)

上記の条約第 I 章第 14 規則(h)の規定に基づく年次検査又は定期的検査

上記の条約第 I 章第 14 規則(h)の規定に基づく年次検査／定期的検査(注)において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

更新検査が完了し、上記の条約第 I 章第 14 規則(d)の規定を適用する場合における裏書 この船舶は、上記の条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、同条約第 I 章第 14 規則(d)の規定に従って _____ まで効力を有するものとする。	署名 _____ (権限を与えられた職員の署名) 場所 _____ 日 _____ (必要に応じて、当局の印章)
上記の条約第 I 章第 14 規則(e)又は(f)の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書 この証書は、上記の条約第 I 章第 14 規則(e)/(f)(注)の規定に従って _____ まで効力を有するものとする。	署名 _____ (権限を与えられた職員の署名) 場所 _____ 日 _____ (必要に応じて、当局の印章)

(外) (号) 第 四 号

上記の条約第 I 章第 14 規則 (b) の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げるための裏書
上記の条約第 I 章第 14 規則 (b) の規定に従い、新たな検査基準日は、_____ とする。

署名 _____
(権限を与えられた職員の名)

場所 _____
日 _____

(必要に応じて、当局の印章)
上記の条約第 I 章第 14 規則 (b) の規定に従い、新たな検査基準日は、_____ とする。

署名 _____
(権限を与えられた職員の名)

場所 _____
日 _____

注 該当しないものを抹消すること。
(必要に応じて、当局の印章)

貨物積卸安全設備正書のための設備の記載 (第 15 条)
この記載は、船の貨物積卸安全設備正書は受け付けられなければならない。

1988 年の議定書により修正された 1974 年の海上における
人命の安全のための国際条約に係る設備の記録

1 船舶の要目

船名 _____
船舶番号又は信号符字 _____

2 救命設備の詳細

1 備えている救命設備	総計		人分
	左舷	右舷	
2 救命艇の総数			
2.1 救命艇に収容される人数の総計			
2.2 自己復原部分閉鎖型の救命艇 (第 III 章第 43 規則) の数			

2.3 全閉型型の救命艇 (第 III 章第 44 規則) の数	_____	_____
2.4 空気自給式救命艇 (第 III 章第 45 規則) の数	_____	_____
2.5 耐火救命艇 (第 III 章第 46 規則) の数	_____	_____
2.6 その他の救命艇	_____	_____
2.6.1 数	_____	_____
2.6.2 型	_____	_____

2.7 自由降下進水式救命艇の数	_____
2.7.1 全閉型のもの (第 III 章第 44 規則)	_____
2.7.2 空気自給式のもの (第 III 章第 45 規則)	_____
2.7.3 耐火のもの (第 III 章第 46 規則)	_____

3 発動機付救命艇の数 (2 の救命艇の総数に含まれる。)	_____
3.1 探照灯を取り付けた救命艇の数	_____
4 救助艇の数	_____
4.1 2 の救命艇の総数に含まれる救助艇の数	_____
5 救命いかだ	_____
5.1 承認された進水装置を必要とする救命いかだ	_____
5.1.1 救命いかだの数	_____
5.1.2 救命いかだに収容される人数	_____
5.2 承認された進水装置を必要としない救命いかだ	_____
5.2.1 救命いかだの数	_____
5.2.2 救命いかだに収容される人数	_____
5.3 第 III 章第 26 規則 1.4 の規定により要求される救命いかだの数	_____
6 救命浮環の数	_____
7 救命胴衣の数	_____
8 イアーション・スーツ	_____
8.1 総数	_____

8.2 救命胴衣の要件を満たすイマージョン・スーツの数	-----
9 保温具(注1)の数	-----
10 救命設備において使用する無線設備	-----
10.1 レーダー・トランスポンダーの数	-----
10.2 双方向VHF無線電話装置の数	-----

3 1992年2月1日前に建造された船舶であつて1988年に改正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約第三章に定める要件を完全には満たしていないもの(注2)

	実際の措置
救命艇の無線電信設備	-----
救命用の端艇及びいかだのための持運び式の無線装置	-----
救命用の端艇及びいかだの非常用位置指示無線標識(周波数が121.5メガヘルツ及び242.0メガヘルツのもの)	-----
双方向無線電話装置	-----

この記録がすべての点において正しいことを証明する。

----- において発給した。

(記録の発給の場所)

(発給の日)

(記録の発給について権限を与えられた職員の署名)

(必要に応じて、記録を発給する当局の印章)

注1 上記の条約第三章第38規則5.10a、第41規則8a及び第47規則2.203の規定により要求されるものを除く。

注2 1986年2月1日の後に発給される証書のための設備の記録に記載することを要しない。

貨物船安全無線証書

この証書は、無線設備についての設備の記録(様式R)によつて補足される。

(公の印章)

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、

の政府の権限の下に、----- が発給する。

(国の名称)

(権限を与えられた者又は団体)

船舶の要目(注1)

船名

船舶番号又は信号符字

船籍港

総トン数

認められた航行海域(第IV章第2規則)

国際海事機関船舶識別番号(注2)

キールが据え付けられた日若しくはこれと同様の建造段階に達した日又は用途変更若しくは主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日

この証書は、次のことを証明する。

1 この船舶が上記の条約第1章第9規則の規定に従つて検査されたこと。

2 検査の結果、次のことが明らかとなったこと。

2.1 この船舶が無線設備について上記の条約に定める要件を満たしていること。

2.2 救命設備において使用する無線設備の機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。

3 免除証書が発給されている/発給されていない(注3)こと。

この証書は、上記の条約第1章第9規則の規定に基づく定期的検査が行われることを条件として、

(注4)まで効力を有する。

----- において発給した。

(証書の発給の場所)

(発給の日)

(証書の発給について権限を与えられた職員の署名)

(必要に応じて、証書を発給する当局の印章)

注1 船舶の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。

注2 この情報は、決議A.600(16)として採択された「国際海事機関船舶識別番号制度」に従つて任意に含めることができる。

注3 該当しないものを抹消すること。

注4 上記の条約第1章第14規則(a)の規定に従つて主管庁が定める有効期間の満了の日を記入する。この日に対応する各年の日は、同規則(b)の規定に従つて改められる場合を除くほか、同条約第1章第2規則(a)に規定する検査基準日となる。

定期的検査に係る裏書

上記の条約第1章第9規則の規定により要求される検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

定期的検査	署名 (権限を与えられた職員の署名) 場所 日 (必要に応じて、当局の印章)	この船舶は、上記の条約の関係規定に適合していると認められる。よつて、この証書は、同条約第 I 章第 14 規則(c)の規定に従つて 署名 (権限を与えられた職員の署名) 場所 日 (必要に応じて、当局の印章)
定期的検査	署名 (権限を与えられた職員の署名) 場所 日 (必要に応じて、当局の印章)	更新検査が完了し、上記の条約第 I 章第 14 規則(d)の規定を適用する場合における裏書 この船舶は、上記の条約の関係規定に適合していると認められる。よつて、この証書は、同条約第 I 章第 14 規則(d)の規定に従つて 署名 (権限を与えられた職員の署名) 場所 日 (必要に応じて、当局の印章)
定期的検査	署名 (権限を与えられた職員の署名) 場所 日 (必要に応じて、当局の印章)	上記の条約第 I 章第 14 規則(e)又は(f)の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書 この証書は、上記の条約第 I 章第 14 規則(e)/(f)(注)の規定に従つて 署名 (権限を与えられた職員の署名) 場所 日 (必要に応じて、当局の印章)
定期的検査	署名 (権限を与えられた職員の署名) 場所 日 (必要に応じて、当局の印章)	上記の条約第 I 章第 14 規則(h)の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げるための裏書 上記の条約第 I 章第 14 規則(h)の規定に従い、新たな検査基準日は、 署名 (権限を与えられた職員の署名) 場所 日 (必要に応じて、当局の印章)

上記の条約第 I 章第 14 規則(c)の規定を適用する場合における 5 年未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための裏書

上記の条約第 I 章第 14 規則 (b) の規定に従い、新たな検査基準日は、_____とする。

署名 _____ (権限を与えられた職員の署名)
場所 _____
日 _____

注 該当しないものを抹消すること。
(必要に応じて、当局の印章)

無線設備が無線設備の定める諸種の記録(第 4 条)
の記録は、船は無線設備が無線設備と接合しなければならぬこと。

1988 年の議定書により修正された 1974 年の海上における
人命の安全のための国際条約に係る無線設備についての設備の記録

- 1 船舶の要目
- 船名 _____
- 船舶番号又は信号符字 _____
- 無線設備を操作する資格を有する者についての最低限度の人数 _____
- 2 無線設備の詳細

項	目	実際の措置
1 主な設備		
1.1 VHF 無線設備		
1.1.1 デジタル選択呼出装置		
1.1.2 デジタル選択呼出聴守装置		
1.1.3 無線電話		
1.2 MF 無線設備		
1.2.1 デジタル選択呼出装置		
1.2.2 デジタル選択呼出聴守装置		
1.2.3 無線電話		

- 1.3 MF・HF 無線設備
- 1.3.1 デジタル選択呼出装置 _____
- 1.3.2 デジタル選択呼出聴守装置 _____
- 1.3.3 無線電話 _____
- 1.3.4 直接印刷電信 _____
- 1.4 インタルサット船舶地球局 _____
- 2 警報のための補助手段 _____
- 3 海上安全情報の受信設備 _____
- 3.1 ナブテックス受信機 _____
- 3.2 高度集団呼出受信機 _____
- 3.3 HF 直接印刷電信受信機 _____
- 4 衛星系非常用位置指示無線標識 _____
- 4.1 コスパス・サーサット _____
- 4.2 インタルサット _____
- 5 VHF 非常用位置指示無線標識 _____
- 6 船舶のリーダー・トランスポンダー _____
- 7 無線電話連離周波数 (2, 182 キロヘルツ) 聴守受信機 (注 1) _____
- 8 無線電話緊急信号 (周波数 2, 182 キロヘルツのもの) 発生装置 (注 2) _____

- 3 無線設備の利用可能性を確保するための方法 (第 IV 章第 15 規則 6 及び 7)
- 3.1 設備の二重化 _____
- 3.2 陸上保守 _____
- 3.3 海上における保守能力 _____
- 4 1995 年 2 月 1 日前に建造された船舶であつて 1988 年に改正された 1974 年の海上における人命の安全のための国際条約第 IV 章に定める要件のいずれかを満たしていないもの (注 2)
- 4.1 1992 年 2 月 1 日前に効力を有する 1974 年の海上における人命の安全のための国際条約に従つて無線電信を備え付けることを要求される船舶 _____

	規則の要件	実際の措置
通信士の聴守時間	-----	-----
通信士の数	-----	-----
自動警急機の有無	-----	-----
主設備の有無	-----	-----
補助設備の有無	-----	-----
主送信機及び補助送信機が電気的に分離されているか又は結合されているかの別	-----	-----

4. 2 1992年2月1日前に効力を有する1974年の海上における人命の安全のための国際条約に従つて無線電話を備え付けることを要求される船舶

	規則の要件	実際の措置
聴守時間	-----	-----
通信士の数	-----	-----

この記録がすべての点において正しいことを証明する。

において発給した。

(記録の発給の場所)

(発給の日)

(必要に応じて、記録を発給する当局の印章)

(記録の発給について権限を与えられた職員の署名)

注 1 1999年2月1日の後又は海上安全委員会により他の日が決定される場合にはその日の後に発給される証書のための設備の記録に記載することを要しない。

注 2 1999年2月1日の後に発給される証書のための設備の記録に記載することを要しない。

貨物船及び客船の安全設備の検査

貨物船安全証書

この証書は、設備の記録(様式C)によつて補足される。

(公の印章)

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、

の政府の権限の下に、
が発給する。

(国の名称)

(権限を与えられた者又は団体)

船舶の要目(注1)

船名

船舶番号又は信号符字

船籍港

総トン数

載貨重量(メートル・トン)(注2)

船舶の長さ(第三章第8規則10)

認められた航行海域(第四章第2規則)

国際海事機関船舶識別番号(注3)

船舶の種類(注4)

油タンカー

化学薬品タンカー

ガス運搬船

上記以外の貨物船

キールが据え付けられた日若しくはこれと同様の建造段階に達した日又は用途変更若しくは主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日

この証書は、次のことを証明する。

1 この船舶が上記の条約第1章第8規則から第10規則までの規定に従つて検査されたこと。

2 検査の結果、次のことが明らかとなったこと。

2. 1 上記の条約第1章第10規則に規定する船体、機関及び設備の状態が満足なものであること並びにこの船舶が同条約第2章及び第2章の関係規定(消防設備及び火災制御図に関する規定を除く。)に適合していることが明らかとなったこと。

2. 2 最近の二回の船底の外部の検査が
(日) 及び (日) に行われたこと。

2. 3 この船舶が消防設備及び火災制御図について上記の条約に定める要件を満たしていること。

2. 4 救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の機材品が上記の条約に定める要件に従つて備えられていること。

2. 5 この船舶が救命乗降器及び救命設備において使用する無線設備を上記の条約に定める要件に従つて備えていること。

2. 6 この船舶が無線設備について上記の条約に定める要件を満たしていること。

2. 7 救命設備において使用する無線設備の機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。

2.8 この船舶が船舶に備える航行設備、水先人用乗船設備及び航海用刊行物について上記の条約に定める要件を満たしていること。

2.9 この船舶が灯火、形状物並びに音響信号及び遭難信号の装置を上記の条約及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則に従って備えていること。

2.10 他のすべての事項について、この船舶が上記の条約の関係規定に適合していること。

3 この船舶が上記の条約第三章第26規則1.11の規定に従って
の海域の範囲内を航行すること。

4 免除証書が発給されている／発給されていない(注4)こと。
この証書は、上記の条約第1章第8規則から第10規則までの規定に基づく年次検査、中間検査、定期的検査及び船底の外部の検査が行われることを条件として、
(注5)まで効力を有する。

(証書の発給の場所) において発給した。

(発給の日) (証書の発給について権限を与えられた職員の署名)
(必要に応じて、証書を発給する当局の印章)

注1 船舶の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。

注2 油タンカー、化学薬品タンカー及びガス運搬船についてのみ記入する。

注3 この情報は、決議A.600(15)として採択された「国際海事機関船舶識別番号制度」に従って任意に含めることができる。

注4 該当しないものを抹消すること。

注5 上記の条約第1章第14規則(a)の規定に従って主管庁が定める有効期間の満了の日を記入する。この日に対応する各年の日は、同規則(b)の規定に従って改められる場合を除くほか、同条約第1章第2規則(c)に規定する検査基準日となる。

この証書の2.1の船体、機関及び設備に関する年次検査及び中間検査に係る宣誓
上記の条約第1章第10規則の規定により要求される検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

年次検査
署名 (権限を与えられた職員の署名)
場所
日
(必要に応じて、当局の印章)

年次検査／中間検査(注1)

署名 (権限を与えられた職員の署名)
場所
日
(必要に応じて、当局の印章)

年次検査／中間検査(注1)

署名 (権限を与えられた職員の署名)
場所
日
(必要に応じて、当局の印章)

年次検査

署名 (権限を与えられた職員の署名)
場所
日
(必要に応じて、当局の印章)

(必要に応じて、当局の印章)
上記の条約第1章第14規則(b)の規定に基づく年次検査又は中間検査
上記の条約第1章第10規則及び第14規則(b)の規定に基づく年次検査／中間検査(注1)において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

署名 (権限を与えられた職員の署名)
場所
日
(必要に応じて、当局の印章)
船底の外部の検査に係る宣誓(注2)
上記の条約第1章第10規則の規定により要求される検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

一回目の検査
署名 (権限を与えられた職員の署名)
場所
日
(必要に応じて、当局の印章)

二回目の検査	署名 _____ (権限を与えられた職員の署名) 場所 _____ 日 _____ (必要に応じて、当局の印章)	上記の条約第 I 章第 14 規則 (Annex) の規定に基づく年次検査又は定期的検査 上記の条約第 I 章第 8 規則及び第 14 規則 (Annex) の規定に基づく年次検査/定期的検査 (注 1) において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。
この証書の 2.3 から 2.5 まで、2.8 及び 2.9 の救命設備その他の設備に関する年次検査及び定期的検査に係る裏書 上記の条約第 I 章第 8 規則の規定により要求される検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。	署名 _____ (権限を与えられた職員の署名) 場所 _____ 日 _____ (必要に応じて、当局の印章)	(必要に応じて、当局の印章) この証書の 2.6 及び 2.7 の無線設備に関する定期的検査に係る裏書 上記の条約第 I 章第 9 規則の規定により要求される検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。
年次検査	署名 _____ (権限を与えられた職員の署名) 場所 _____ 日 _____ (必要に応じて、当局の印章)	署名 _____ (権限を与えられた職員の署名) 場所 _____ 日 _____ (必要に応じて、当局の印章)
年次検査/定期的検査 (注 1)	署名 _____ (権限を与えられた職員の署名) 場所 _____ 日 _____ (必要に応じて、当局の印章)	署名 _____ (権限を与えられた職員の署名) 場所 _____ 日 _____ (必要に応じて、当局の印章)
年次検査	署名 _____ (権限を与えられた職員の署名) 場所 _____ 日 _____ (必要に応じて、当局の印章)	署名 _____ (権限を与えられた職員の署名) 場所 _____ 日 _____ (必要に応じて、当局の印章)

上記の条約第 I 章第 14 規則(h)(iii)の規定に基づく定期的検査

上記の条約第1章第9規則及び第14規則(h)面の規定に基づき定期的検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

血 烟 口 女

場所

11

(必要に応じて、当局の印章)

上記の条約第1章第14規則(c)の規定を適用する場合における5年未満の期間についての発給された証書の有効期間を延長するための裏書

この船舶は、上記の条約の関係規定に適合していると認められる。よつて、この証書は、同条約第I章第14規則(c)の規定に従つて_____まで効力を有するものとする。

署名_____

場所 _____

11

(必要に応じて、当局の印章)

更新検査が完了し、上記の条約第I章第14規則(a)の規定を適用する場合における裏書

この船舶は、上記の条約の例外規定に適合していると認められる。よって、この証書は、同条約第I章第14規則(d)の規定に従って まで効力を有するものとする。

●

場所 _____

111

(必要に応じて、当局の印章)

上記の条約第 I 章第 14 規則(e)又は(f)の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は検査予期間について証書の有効期間を延長するための表

この証書は、上記の条約第Ⅰ章第14規則(e)/(f)(注1)の規定に従って
まで
 効力を有するものとする。

圖書在版編目(CIP)數據

場所-----

1

(必要に応じて、当局の印章)

上記の条約第Ⅰ章第14規則(h)の規定に従い、新たな検査基準日は、_____とする。

上記の条第1章第14規則(h)の規定に従い、新たな検査基準日は、-----とする。

不

2009/1

Π

(必要に於て、当局の印章)

上記の条約第1章第14規則(h)の規定に従い、新たな検査基準日は、-----とする。

端

機關

III

(必要に応じて、当局の印章)

注1 該当しないものを抹消すること。

注2 追加的な検査のための欄を設けることができる。

貨物船安全証書のための設備の記録(様式C)

この記録は、常に貨物船安全証書に添付しなければならない。

1988年の議定書により修正された1974年の海上における

人命の安全のための国際条約に係る設備の記録

1 船舶の要目

船名

船舶番号又は信号符号

無線設備を操作する者についての最低限度の人数

2 救命設備の詳細

1 備えている救命設備	総計	
	左舷	右舷
2 救命艇の総数		
	2.1 救命艇に収容される人数の総計	
	2.2 自己復原部分閉固型の救命艇(第三章第43規則)の数	
	2.3 全閉型型の救命艇(第三章第44規則)の数	
	2.4 空気自給式救命艇(第三章第45規則)の数	
	2.5 耐火救命艇(第三章第46規則)の数	
	2.6 その他の救命艇	
	2.6.1 数	
	2.6.2 型	
	2.7 自由降下進水式救命艇の数	
3 発動機付救命艇の数(2の救命艇の総数に含まれる。)		
	2.7.1 全閉型のもの(第三章第44規則)	
	2.7.2 空気自給式のもの(第三章第45規則)	
4 救助艇の数		
	2.7.3 耐火のもの(第三章第46規則)	
3.1 探照灯を取り付けた救命艇の数		
4.1 2の救命艇の総数に含まれる救助艇の数		
5 救命いかだ		
5.1 承認された進水装置を必要とする救命いかだ		
5.1.1 救命いかだの数		
5.1.2 救命いかだに収容される人数		
5.2 承認された進水装置を必要としない救命いかだ		
5.2.1 救命いかだの数		

5.2.2 救命いかだに収容される人数

5.3 第三章第26規則1.4の規定により要求される救命いかだの数

6 救命浮環の数

7 救命胴衣の数

8 イマージョン・スーツ

8.1 総数

8.2 救命胴衣の要件を満たすイマージョン・スーツの数

9 保温具(注1)の数

10 救命設備において使用する無線設備

10.1 レーダー・トランスポンダーの数

10.2 双方向VHF無線電話装置の数

3 無線設備の詳細

項	目	実際の措置
1 主な設備		
	1.1 VHF無線設備	
	1.1.1 デジタル選択呼出装置	
	1.1.2 デジタル選択呼出聴守装置	
	1.1.3 無線電話	
	1.2 MF無線設備	
	1.2.1 デジタル選択呼出装置	
	1.2.2 デジタル選択呼出聴守装置	
	1.2.3 無線電話	
	1.3 MF・HF無線設備	
1.3.1 デジタル選択呼出装置		
	1.3.2 デジタル選択呼出聴守装置	

1.3.3 無線電話	
1.3.4 直接印刷電信	
1.4 インマルサット船舶地球局	
2 警報のための補助手段	
3 海上安全情報の受信設備	
3.1 ナブテックス受信機	
3.2 高度集団呼出受信機	
3.3 HF直接印刷電信受信機	
4 衛星系非常用位置指示無線標識	
4.1 コンパス・サーサット	
4.2 インマルサット	
5 VHF非常用位置指示無線標識	
6 船舶のリーダー・トランスポンダー	
7 無線電話遭難周波数(2,182キロヘルツ)聴守受信機(注2)	
8 無線電話緊急信号(周波数が2,182キロヘルツのもの)発信装置(注3)	

- 4 無線設備の利用可能性を確保するための方法(第IV章第15規則6及び7)
- 4.1 設備の二重化
- 4.2 陸上保守
- 4.3 海上における保守能力
- 5 1995年2月1日前に建造された船舶であつて1988年に改正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約第IV章に定める要件のいずれかを満たしていないもの(注3)
- 5.1 1992年2月1日前に効力を有する1974年の海上における人命の安全のための国際条約に従つて無線電信を備え付けることを要求される船舶

	規則の要件	実際の措置
通信士の聴守時間		
通信士の数		
自動緊急機の有無		

主設備の有無		
補助設備の有無		
主送信機及び補助送信機が電氣的に分離されているか又は結合されているかの別		

- 5.2 1992年2月1日前に効力を有する1974年の海上における人命の安全のための国際条約に従つて無線電話を備え付けることを要求される船舶

	規則の要件	実際の措置
聴守時間		
通信士の数		

- 6 1992年2月1日前に建造された船舶であつて1988年に改正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約第III章に定める要件を完全には満たしていないもの(注4)

	実際の措置
救命艇の無線電信設備	
救命用の端艇及びいかだのための特運び式の無線装置	
救命用の端艇及びいかだの非常用位置指示無線標識(周波数が121.5メガヘルツ及び243.0メガヘルツのもの)	
双方向無線電話装置	

この記録がすべての点において正しいことを証明する。

(記録の発給の場所) において発給した。

(記録の発給の日)

(記録の発給について権限を与えられた職員の署名)

(必要に応じて、記録を発給する当局の印章)

注1 上記の条約第III章第38規則5.12a、第41規則80d及び第47規則2.203の規定により要求されるものを除く。

注2 1999年2月1日の後又は海上安全委員会により他の日が決定される場合にはその日の後に発給される証書のための設備の記録に記載することを要しない。

注3 1999年2月1日の後に発給される証書のための設備の記録に記載することを要しない。

注4 1995年2月1日の後に発給される証書のための設備の記録に記載することを要しない。

免状証書の様式

免除証書

(公の印章)

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、

の政府の権限の下に、
が発給する。

(国の名称)

(権限を与えられた者又は団体)

船舶の要目(注1)

船名

船舶番号又は信号符号

船籍港

総トン数

国際海事機関船舶識別番号(注2)

この証書は、次のことを証明する。

上記の条約第

章第

規則の規定により与えられた権限に基づき、この船舶が上記の条約

の要件を免除されたこと。

この免除証書を条件付きで発給する場合のその条件

この免除証書を特定の航海について発給する場合のその航海

この証書は、この証書を添付する

まで効力を有する。

証書が効力を有していることを

において発給した。

(証書の発給の場所)

(発給の日)

(証書の発給について権限を与えられた職員の署名)

(必要に応じて、証書を発給する当局の印章)

注1 船舶の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。

注2 この情報は、決議A.600(19)として採択された「国際海事機関船舶識別番号制度」に従って任意に含めることができる。

上記の条約第I章第14規則(c)の規定を適用する場合における5年未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための裏書

この証書は、上記の条約第I章第14規則(c)の規定に従い、この証書を添付する

証書が効力を有していることを条件として、
まで効力を有する

署名

(権限を与えられた職員の署名)

場所

日

(必要に応じて、当局の印章)

更新検査が完了し、上記の条約第I章第14規則(d)の規定を適用する場合における裏書

この証書は、上記の条約第I章第14規則(d)の規定に従い、この証書を添付する

証書が効力を有していることを条件として、
まで効力を有する

署名

(権限を与えられた職員の署名)

場所

日

(必要に応じて、当局の印章)

上記の条約第I章第14規則(e)又は(f)の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

この証書は、上記の条約第I章第14規則(e)/(f)(注)の規定に従い、この証書を添付する

証書が効力を有していることを条件として、
まで効力を有するものとする。

署名

(権限を与えられた職員の署名)

場所

日

(必要に応じて、当局の印章)

注 該当しないものを抹消すること。

平成九年四月十七日 衆議院會議録第二十七号

千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件
(参議院送付)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約」(以下「条約」という。)は、航海の安全、特に人命の安全を確保するために船舶の構造、設備等に関する安全措置を中心として技術規則を定めることを目的として、昭和四十九年十一月に作成された。条約は、船舶が一定の構造、設備等を有すべきこと等を定めるとともに、旗国の政府が船舶を定期的に検査し、条約に定める要件に適合する船舶に対して証書を発給することを規定しているが、検査の間隔及び証書の有効期間がその種類により異なり、他の関係条約に定める検査の間隔及び証書の有効期間とも調和していない。これらを調和させる必要性が認識され、国際海事機関(I M O)で検討が進められた結果、昭和六十二年十一月十一日にロンドンにおいて本議定書が作成された。

本議定書は、条約における船舶の検査の間隔及び各種の証書の有効期間等に係る規定を附属書において整理し、他の関係条約における船舶の検査の間隔及び証書の有効期間に係る規定と調和させようとするものである。

なお、本議定書は、十五以上の国であつてその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の五十パーセントを占める国が締結し、かつ千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書が本議定書と同様

の発効要件を満たした日の後十二箇月で効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、船舶の所有者の負担を軽減するとともに、航海の安全確保のための国際協力を一層推進する見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成九年四月十六日

外務委員長 達沢 一郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成九年三月二十八日

参議院議長 高藤 十朗

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件

千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書

この議定書の締結国は、

千九百六十六年四月五日にロンドンで作成された千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の締結国であるので、同条約が海上における船舶及び財産の安全並びに船上における人命の安全の増進に重要な貢献をしていることを認め、同条約の技術的な規定を改善する必要があることを認め、

検査及び証書に関し、同条約に他の国際文書における規定と調和のとれた規定を導入する必要があることを認め、

千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の議定書の締結によりこれらの必要を最もよく満たすことができることを考慮して、次のとおり協定した。

第一条 一般的義務

1 この議定書の締結国は、この議定書及びこの議定書の不可分の一部を成す附属書を実施することを約束する。(この議定書というときは、同時に附属書を含めていうものとする。

2 この議定書の締結国の間において、千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約(以下「条約」という。)の規定(第二十九条の規定を除く。)を適用する。ただし、この議定書における条約の修正及び追加の規定に従うことを条件とする。

3 この議定書の締結国は、条約及びこの議定書の締結国でない国を旗国とする船舶に対し、一

層有利な取扱いがそれらの船舶に与えられないことを確保するため、必要に応じて条約及びこの議定書の規定を適用する。

第二条 既存の証書

1 この議定書の他の規定にかかわらず、国際的な満載喫水線の証書であつて、この議定書が船舶の旗国の政府について効力を生じた日に有効なもの、証書の有効期間が満了する時まで有効とする。

2 この議定書の締結国は、千九百六十六年四月五日に採択された千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約に基づいて証書を発行してはならない。

第三条 情報の送付

この議定書の締結国は、次のものを国際海事機関(以下「機関」という。)の事務局長に送付し、かつ、寄託することを約束する。

(a) この議定書の範囲内の諸種の事項について制定される法律、政令、命令、規則その他の文書

(b) 満載喫水線に係る事項について自国の政府に代わつて行動する権限を与えられた指名された検査員及び認定された団体の名簿で締結国に対しその職員への情報として回章に付するものの並びに指名された検査員又は認定された団体に与える権限についての責任の範囲及び条件の通知書

(c) この議定書に基づいて発行される証書の十分数の見本

第四条 署名、批准、受諾、承認及び加入

1 この議定書は、機関の本部において、千九百

千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書 千九百六十六年の

八十九年三月一日から千九百九十年二月二十八日までには署名のため、その後は加入のため、開放しておく。いずれの国も、3の規定に従うことを条件として、次のいずれかの方法によりこの議定書に拘束されることについての同意を表明することができる。

(a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。

(b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。

(c) 加入すること。

2 批准、受諾、承認又は加入は、そのための文書を機関の事務局長に寄託することによって行う。

3 受諾を条件とすることなく条約に署名し又はこれを受諾し若しくはこれに加入した国のみが、批准、受諾若しくは承認を条件とすることなくこの議定書に署名し又はこれを批准し、受諾し、承認し若しくはこれに加入することができる。

第五条 効力発生

1 この議定書は、次の条件の双方が満たされた日の後十二箇月で効力を生ずる。ただし、この議定書は、千九百九十二年二月一日前に効力を生ずることはない。

(a) 十五以上の国であつてその商船舶腹量の合計が総トン数で世界の商船舶腹量の五十パーセントに相当する商船舶腹量以上となる国が前条の規定に従つてこの議定書に拘束されることについての同意を表明すること。

(b) 千九百七十四年の海上における人命の安全

のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の効力発生のための条件が満たされること。

2 この議定書の効力発生のための条件が満たされた日の後効力発生の日前に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、批准、受諾、承認又は加入は、この議定書の効力発生の日又は文書の寄託の日の後三箇月を経過した日のうちいずれか遅い日に効力を生ずる。

3 この議定書の効力発生の日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。

4 この議定書の改正又は、この議定書の締約国の間においては、条約の改正が次条の規定に従つて受諾されたときなされる日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正された議定書又は条約に係るものとみなす。

第六条 改正

1 この議定書及び、この議定書の締約国の間においては、条約は、この条に定めるいずれかの手続に従つて改正することができる。

2 機関における審議の後の改正

(a) この議定書の締約国が提案する改正案は、機関の事務局長に提出されるものとし、同事務局長は、審議の少なくとも六箇月前に、当該改正案を機関のすべての加盟国及び条約のすべての締約国に対し回章に付する。

(b) (a)の規定により提案されかつ回章に付された改正案は、審議のため機関の海上安全委員会に付託される。

(c) この議定書の締約国は、機関の加盟国であるかを問わず、改正案の審議及び採択のため海上安全委員会の審議に参加する権利を有する。

(d) 改正案は、(c)の規定により拡大された海上安全委員会(以下「拡大海上安全委員会」という)に出席しかつ投票するこの議定書の締約国の三分の二以上の多数による議決で採択される。ただし、投票の際に締約国の少なくとも三分の一が出席していることを条件とする。

(e) (d)の規定に従つて採択された改正は、受諾のため、機関の事務局長によりこの議定書のすべての締約国に送付される。

(f) (i) この議定書のいずれかの条若しくは附屬書Aの改正又は、この議定書の締約国の間においては、条約のいずれかの条の改正については、この議定書の締約国の三分の二が受諾した日に受諾されたものとみなす。

(ii) この議定書の附屬書Bの改正又は、この議定書の締約国の間においては、条約の附屬書の改正については、次のいずれかの日に受諾されたものとみなす。

(aa) 改正が受諾するためこの議定書の締約国に送付された日から二年を経過した日

(bb) 採択の際に拡大海上安全委員会に出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数により(aa)に定める期間以外の期間(一年以上とする)が決定された場合には、当該決定された期間を経過した日

ただし、定められた期間内に三分の一を超える締約国又はその商船舶腹量の合計が総トン数ですべての締約国の商船舶腹量の五十パーセントに相当する商船舶腹量以上となる締約国により機関の事務局長に対し改正に反対する旨の通告がされた場合には、当該改正については、受諾されなかったものとみなす。

(g) (i) (f) (i)の規定による改正は、これを受諾したこの議定書の締約国については、当該改正が受諾されたときなされる日の後六箇月で効力を生ずるものとし、その日の後に受諾する締約国については、受諾の日の後六箇月で効力を生ずる。

(ii) (f) (ii)の規定による改正は、当該規定により当該改正に反対しかつその反対を撤回しなかつたこの議定書の締約国を除くすべての締約国について、当該改正が受諾されたときなされる日の後六箇月で効力を生ずる。ただし、当該改正が効力を生ずるべき日前においては、締約国は、その効力発生の日から一年以内の期間又は当該改正の採択の際に拡大海上安全委員会に出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数により決定する一層長い期間自国についての当該改正の実施を延期する旨を機関の事務局長に通告することができる。

3 会議による改正

(a) 機関は、この議定書のいずれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合には、この議定書及び条約の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

平成九年四月十七日 衆議院會議録第二十七号

千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

四〇

(b) 締約国会議において出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択された改正は、受諾のため、機関の事務局長によりすべての締約国に送付される。

(c) 改正は、締約国会議において別段の決定が行われないう限り、2の(f)及び(g)に定める手続に従い、受諾されたものとみなされ、かつ、効力を生ずる。この場合においては、2の(f)及び(g)の「拡大海上安全委員会」を「締約国会議」と読み替えるものとする。

4 (a) 2 (f)の規定による改正であつて効力を生じたものを受諾しているこの議定書の締約国は、当該規定により当該改正に反対しかつその反対を撤回しなかつた締約国を旗国とする船舶に対して発行される証書について、当該改正に係る事項に関する限り、この議定書による利益を与える義務を負わな

(b) 2 (f)の規定による改正であつて効力を生じたものを受諾しているこの議定書の締約国は、2 (g)の規定に基づき当該改正の実施の延期を機関の事務局長に通告した締約国を旗国とする船舶に対して発行される証書について、この議定書による利益を与える。

5 別段の明文の規定がない限り、この条の規定に従つて行われる改正であつて船舶の構造に関するものは、当該改正が効力を生ずる日以後にキールが据え付けられるか又は同様な建造段階にある船舶にのみ適用する。

6 改正についての受諾若しくは反対の宣言又は2 (g)の規定に基づく通告については、機関の事務局長に対し文書で行うものとし、同事務局

長は、当該文書の提出があつたこと及びこれを受領した日をこの議定書のすべての締約国に通報する。

7 機関の事務局長は、この条の規定に基づいて効力を生ずる改正及びその効力発生の日をこの議定書のすべての締約国に通報する。

第七条 廃棄

1 締約国は、この議定書が自国について効力を生じた日から五年を経過した後は、いつでもこれを廃棄することができる。

2 廃棄は、機関の事務局長に廃棄書を寄託することによつて行ふ。

3 廃棄は、機関の事務局長による廃棄書の受領の後一年で、又は廃棄書に明記するこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。

4 いずれかの締約国が条約を廃棄した場合に、この議定書をも廃棄したものとみなす。このような廃棄は、条約の廃棄が条約第三十条(3)の規定に従つて効力を生ずる日と同一の日に効力を生ずる。

第八条 寄託者

1 この議定書は、機関の事務局長(以下「寄託者」という。)に寄託する。

2 寄託者は、次のことを行ふ。

(a) この議定書に署名しており又は加入しているすべての国の政府に対し、次の事項を通報すること。

(i) 新たに行われた署名及び批准、受諾、承認又は加入の文書の寄託並びに署名又は寄託の日

(ii) この議定書の効力発生の日

(iii) この議定書の廃棄書の受領及びその受領の日並びに廃棄が効力を生ずる日

(b) この議定書に署名し又は加入したすべての国の政府にこの議定書の認証謄本を送付すること。

3 この議定書が効力を生じたときは、寄託者は、国際連合憲章第百一条の規定により、その認証謄本を登録及び公表のため速やかに国際連合事務局に送付する。

第九条 用語

この議定書は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成する。

千九百八十八年十一月十一日にロンドンで作成した。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

附属書 A 千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の修正及び追加

第二条 定義

(8)を次のように改める。

(8) 「長さ」とは、キールの上面から測つた最小型の深さの八十五パーセントの位置における喫水線の全長の九十六パーセント又はその喫水線における船首材の前面からラダー・ストックの中心線までの長さのうちいずれか大きいものをいう。最小型深さの八十五パーセントの位置における喫水線から上の船首材の輪郭がくぼんでい

る場合には、当該喫水線の全長の前端及び船首材の前面は、当該喫水線から上の船首材の輪郭の最後部の点を当該喫水線に垂直に投影した点とする。傾斜したキールを有するように設計された船舶にあつては、この長さを測るための喫水線は、計画喫水線に平行なものとする。

(8)の次に次の(9)を加える。

(9) 「検査基準日」とは、証書の有効期間の満了の日に対応する各年の日をいう。

第三条、第十二条、第十六条及び第二十一条、第十二条、第十八条及び第二十一条中「千九百六十六年」を削る。

第四条 適用

(3)を次のように改める。

(3) 附属書 I の規則は、別段の明文の規定がある場合を除くほか、新船について適用する。

第五条 適用除外

(2)(c)中「ブンタ・ノルテ」を「ブンタ・ラサ(サン・アントニオ岬)」に改める。

第十四条 最初の検査及び定期的検査

第十四条を次のように改める。

第十四条 最初の検査、更新検査及び年次検査

(1) 船舶は、次に掲げる検査を受けなければならない。

(a) 船舶の就航前の最初の検査。この検査は、この条約がその船舶に適用される限り、その構造及び設備の完全な検査を含むものとする。この検査は、配置、材料及び寸法がこの条約の要件に完全に適合することを確保する

ものでなければならぬ。

(b) 第十九条(2)及び(5)から(7)までの規定が適用される場合を除くほか、五年を超えない範囲内で主管庁が定める期間において行う更新検査。この検査は、構造、設備、配置、材料及び寸法がこの条約の要件に完全に適合することを確保するものでなければならぬ。

(c) 証書の検査基準日の前後三箇月以内に行う年次検査。この検査は、次のことを確保するために行うものとする。

(i) 満載喫水線の位置を決定する計算に影響を及ぼす変更が船体又は船楼に加えられていないこと。

(ii) 開口の保護、ガード・レール、放水口及び船員室区域への通路装置に関する取付物並びに器具が有効な状態に維持されていること。

(iii) フリーボードの標識が正しくかつ恒久的に示されていること。

(iv) 附属書一第十規則により要求される資料が備えられていること。

(2) (1)(c)に定める年次検査を行った場合には、国際満載喫水線証書又は第六条(2)の規定に基づいて免除を受ける船舶に発行される国際満載喫水線免除証書に裏書する。

第十六条 証書の発行

(4)を削る。

第十七条 他の政府による証書の発行
表題を次のように改める。

他の政府による証書の発行又は裏書

(1)を次のように改める。

(1) 締約政府は、他の締約政府の要請があつたときは、船舶に検査を受けさせることができるものとし、この条約に規定する要件が満たされていると認めるときは、この条約に従つて、その船舶のために国際満載喫水線証書を発行するか若しくはその発行を認め又は船舶の有する証書に裏書するか若しくはその裏書を認めなければならない。

(4)中「(千九百六十六年)」を削る。

第十八条 証書の様式

第十八条を次のように改める。

第十八条 証書の様式

証書は、附属書IIIに定める様式により作成する。使用される言語が英語又はフランス語でない場合には、証書には、これらの言語のいずれかによる訳文を含める。

第十九条 証書の有効期間

第十九条を次のように改める。

第十九条 証書の有効期間及び効力

(1) 国際満載喫水線証書は、五年を超えない範囲内で主管庁が定める期間について発行するものとする。

(2)(a) 更新検査が証書の有効期間の満了の日前三箇月以内に完了する場合には、(1)の規定にかかわらず、新証書は、当該検査の完了の日から、当該満了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

(b) 更新検査が証書の有効期間の満了の日の後に完了する場合には、新証書は、当該検査の完了の日から、当該満了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

(c) 更新検査が証書の有効期間の満了の日前三箇月の日前に完了する場合には、新証書は、当該検査の完了の日から、当該検査の完了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

(3) 証書が五年未満の期間について発行される場合には、主管庁は、証書の有効期間を当初の満了の日を超えて(1)に定める最長の期間まで延長することができる。ただし、第十四条に定める年次検査であつて証書が五年の期間について発行される場合に適用されるものが適宜行われることを条件とする。

(4) 第十四条(1)(b)に定める更新検査が行われた場合において、証書の有効期間の満了の日前に船舶に新証書を発行することができないときは、検査を行う人又は団体は、五箇月を超えない期間について証書の有効期間を延長することができる。このような延長については、証書に裏書するものとし、船舶のフリーボードに影響を及ぼす構造、設備、配置、材料及び寸法の変更が加えられていない場合にのみ、許与するものとする。

(5) 証書の有効期間の満了の時に船舶がその検査がされる予定の港にない場合には、主管庁は、証書の有効期間を延長することができる。ただし、延長は、船舶がその検査がされる予定の港への航海を完了することができるようにするためにのみ、しかもそれが適当かつ合理的であると認められる場合に限り、許与される。証書の有効期間の延長は、三箇月を超えて行うことはできない。有効期間の延長を許与された証書を備える船舶は、その検査がされる予定の港に到着したときは、新証書の発行を受けなければならない。当該延長によつては、その港を離れることができない。更新検査が完了したときは、新証書は、延長を許与される前の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日までの効力を有する。

(6) 短航海に従事する船舶に発行された証書であつて、(3)から(5)までの規定による有効期間の延長がされていないものについては、主管庁は、記載された有効期間の満了の日から一箇月以内の猶予期間を認めることができる。更新検査が完了したときは、新証書は、延長を許与される前の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日までの効力を有する。

(7) 主管庁が定める特別な状況においては、(2)、(5)及び(6)に規定する証書の有効期間の満了の日から起算することによつて新証書の有効期間を定めることを要しない。この特別な状況において、新証書は、更新検査の完了の日から五年を超えない日までの効力を有する。

(8) 年次検査が第十四条に規定する期間前に完了する場合には、次の規定を適用する。

(a) 証書に示された検査基準日については、裏書することにより、検査の完了の日の後三箇

平成九年四月十七日 衆議院會議録第二十七号

千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

四一

月を超えない日に相当する日に改める。

(b) 第十四条の規定により要求されるその後の年次検査については、新たな検査基準日を用いることによつて同条に規定する間隔で完了するものとする。

(c) 証書の有効期間の満了の日については、第十四条に規定する検査の最大の間隔を超えないように一以上の年次検査が行われることを条件として、変更しないでおくことができる。

(9) 国際満載喫水線証書は、次のいずれかの場合には、効力を失う。

(a) 指定フリーボードの増加を必要とするような実質的な変更が船体又は船楼に加えられた場合

(b) 第十四条(1)(c)に定める取付物及び器具が有効な状態に維持されていない場合

(c) 船舶が第十四条(1)(c)に定めるところにより検査されたことが証書に裏書されていない場合

(d) 船舶の構造上の強さが船舶が安全でなくなる程度まで低下している場合

(10) (a) 第六条(2)の規定に基づいて免除を受ける船舶に主管庁が発行する国際満載喫水線免除証書の有効期間は、発行の日から五年を超えてはならない。この証書の更新、裏書、延長及び失効の手続は、国際満載喫水線証書についてこの条で定める手続と同様とする。

(b) 第六条(4)の規定に基づいて免除を受けた船舶が発行する国際満載喫水線免除証書の有効

期間は、その発行に係る単一の航海に限らなければならない。

(11) 主管庁が船舶に発行する証書は、その船舶が他の国を旗国とすることとなる場合には、その効力を失う。

第二十一条 監督

(1)(c)中「第十九条(3)(a)」を「第十九条(9)(a)」に改める。

附屬書B 千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約附屬書の修正及び追加

第一章 総則

附屬書I

満載喫水線を決定するための規則

第一規則 船体の強さ

第一規則(表題を含む)中「船体」を「船舶」に改める。

第二規則 適用

(5)の次に次の(6)及び(7)を加える。

(6) 第二十二規則(2)及び第二十七規則の規定は、千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書が効力を生ずる日以後にキールが据え付けられるか又は同様な建造段階にある船舶にのみ適用する。

(7) (6)の船舶を除く新船は、主管庁が定めるところにより、この条約(その改正を含む)の第二十七規則又は千九百六十六年四月五日に採択された千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約第二十七規則のいずれかの規定に適合しな

ければならない。

第三規則 この附屬書で使用する用語の定義

(1)を次のように改める。

(1) 長さ

長さ(L)とは、キールの上面から測つた最小型深さの八十五パーセントの位置における喫水線の全長の九十六パーセント又はその喫水線における船首材の前面からラダー・ストックの中心線までの長さのうちいずれか大きいものをいう。最小型深さの八十五パーセントの位置における喫水線から上の船首材の輪郭がくぼんでいる場合には、当該喫水線の全長の前端及び船首材の前面は、当該喫水線から上の船首材の輪郭の最後部の点を当該喫水線に垂直に投影した点とする。傾斜したキールを有するように設計された船舶にあつては、この長さを測るための喫水線は、計画喫水線に平行なものである。

(5)(b)中「船体外板」を「船側」に改める。

第五規則 満載喫水線標識

第五規則中「(第二回参照)」を削る。

第九規則 標識の検証

第九規則中「(千九百六十六年)」を削る。

第二章 フリーボードの指定の条件

第十規則 船長に提供される資料

(2)を次のように改める。

(2) 現行の海上における人命の安全のための国際条約によつては完成後に傾斜試験を受けることを要求されていないすべての船舶については、

(a) 傾斜試験を行い、船舶の軽荷状態における

実際の排水量及び重心の位置を決定する。

(b) すべての通常の使用状態における船舶の復原性についての正確な手引を迅速かつ容易に得るために必要な信頼し得る資料であつて承認された様式によるものを、船長による使用のために提供する。

(c) 承認された復原性資料をその資料が主管庁によつて承認されているという証拠と共に常に船上に備える。

(d) 復原性の基本的情報が姉妹船の傾斜試験から得られ、その基本的情報から当該船舶の信頼し得る復原性資料が得られることが明らかであると主管庁が認める場合には、当該主管庁の承認を条件として、傾斜試験を省略することができる。

第十五規則 可搬式ハッチ・カバーによつて閉鎖され、かつ、ターボリンとパッテンによつて風雨密を保持するハッチ

(5)後段中「補間法」を「一次補間法」に改める。

第二十二規則 排水管、吸入管及び排出管

(1)第一段中「排出管は」の下に、「(2)に規定する場合を除くはか」を加える。

(2)、(3)、(4)及び(5)をそれぞれ(3)、(4)、(5)及び(6)とし、(1)の次に新たな(2)として次のように加える。

(2) 貨物運送のために使用する閉鎖船楼から外板の外に通ずる排水管は、船舶がいずれの側に五度横傾斜した場合においてもフリーボード甲板

の縁が水に没しないときのみ、認められる。
その他の場合には、現行の海上における人命の安全のための国際条約の要件に従つて排水を船内に導かなければならない。

新たな(4)中「(1)の規定」を「(2)の規定」に改める。

新たな(6)前段中「この第二十二規則の規定によつて要求されるすべての弁及び外板取付物」を「すべての外板取付物及びこの第二十二規則の規定によつて要求される弁」に改める。

第二十三規則 舷窓

(2)中「満載喫水線」を「夏期満載喫水線」指定される場合には、夏期木材満載喫水線」に改める。

第二十四規則 放水口

(2)中「計算された面積」を「(1)の規定に従つて計算された面積」に、「補間法」を「一次補間法」に改める。

(3)中「船舶が第三十六規則(1)(e)の要件に適合しないトランクを備えている場合」を「トランクを備える船舶が第三十六規則(1)(e)の要件に適合しない場合」に改める。

第三章 フリーボード

第二十七規則 船舶の型式

第二十七規則を次のように改める。

第二十七規則 船舶の型式

(1) フリーボードの計算上、船舶をA型及びB型に分類する。

(A型船舶)

(2) A型船舶とは、次の要件に適合するものをいう。

(a) ばら積み液体貨物のみを運送するように設計されていること。

(b) 暴露甲板が高度の安全性を有し、及び暴露甲板上の出入口が貨物区画室に通ずる鋼又はこれと同等の材料のガasket付き水密ぶたによつて閉鎖される小さな出入口のみであること。

(c) 積載中の貨物区画室が低い浸水率を有すること。

(3) 長さ百五十メートルを超えるA型船舶であつて当該船舶をB型とする場合よりも小さいフリーボードが指定されるものは、(1)の要件に従つて積載するときに、(2)に規定する損傷の仮定の下で、浸水率を〇・九五と想定し、いずれの一又は二以上の区画室の浸水にも耐えて、(3)に規定する満足すべき平衡状態で浮かんでいることができればならない。このような船舶にあつては、機関区域を浸水率〇・八五の可浸区画室として取り扱うものとする。

(4) A型船舶に対しては、第二十八規則のA表に基づくフリーボードより小さくないフリーボードを指定しなければならない。

(B型船舶)

(5) (2)及び(3)のA型船舶に関する規定に該当しないすべての船舶は、B型船舶とする。

(6) 第十五規則(7)を除く。の要件に適合するハッチ・カバーを備えたハッチが第一位置にあるB型船舶に対しては、第二十八規則のB表の値に次の表の値を加えた値に基づいてフリーボードを指定しなければならない。

第十五規則(7)又は第二十六規則の規定に適合しないハッチ・カバーを有するB型船舶に関する表定フリーボードの増加

露の甲板の長さ(メートル)	フリーボードの増加(ミリメートル)	露の甲板の長さ(メートル)	フリーボードの増加(ミリメートル)	露の甲板の長さ(メートル)	フリーボードの増加(ミリメートル)
108以下	50	139	175	170	290
109	52	140	181	171	292
110	55	141	186	172	294
111	57	142	191	173	297
112	59	143	196	174	299
113	62	144	201	175	301
114	64	145	206	176	304
115	68	146	210	177	306
116	70	147	215	178	308
117	73	148	219	179	311
118	76	149	224	180	313
119	80	150	228	181	315
120	84	151	232	182	318
121	87	152	236	183	320
122	91	153	240	184	322
123	95	154	244	185	325
124	99	155	247	186	327
125	103	156	251	187	329
126	108	157	254	188	332
127	112	158	258	189	334
128	116	159	261	190	336
129	121	160	264	191	339
130	126	161	267	192	341
131	131	162	270	193	343
132	136	163	273	194	346
133	142	164	275	195	348
134	147	165	278	196	350
135	153	166	280	197	353
136	159	167	283	198	355
137	164	168	285	199	357
138	170	169	287	200	358

中間の長さに対応するフリーボードは、一次補間法によつて求めるものとする。

長さ二百メートルを超える船舶については、主管庁が定めるところによる。

(7) B型船舶であつて第一位置に第十五規則(7)又は第十六規則の要件に適合するハッチ・カバリーを備えたハッチを有するものに対しては、(8)から(13)までに規定する場合を除くほか、第二十八規則のB表に基づいてフリーボードを指定しなければならぬ。

(8) 長さ百メートルを超えるB型船舶に対しては、(7)の規定により要求されるフリーボードより小さいフリーボードを指定することができ、ただし、主管庁が、許与された減少の幅との関係において、次のことにつき満足することを条件とする。

(a) 船員の保護のための設備が十分なものであること。

(b) 放水設備が十分なものであること。

(c) 第一位置及び第二位置におけるハッチ・カバーが第十六規則の規定に適合し、かつ、十分な強さを有すること、特に、その密閉及び締付け装置に対して特別な注意が払われていること。

(d) 船舶が、(11)の要件に従つて積載するとき、(12)に規定する損傷の仮定の下で、浸水率を〇・九五と想定し、いずれの一又は二以上の区画室の浸水にも耐えて、(13)に規定する満足すべき平衡状態で浮かんでいることができること。このような船舶で長さ百五十メートルを超えるものにあつては、機関区域を浸水率〇・八五の可浸区画室として取り扱うものとする。

(9) (8)及び(11)から(13)までの要件に適合するB型船舶

のフリーボードを計算するに当たつては、第二十八規則のB表の値を、当該船舶の長さに対応するB表の値とA表の値との差の六十パーセントを超えて減少させてはならない。

(10) (9)の規定に基づいて認められる表定フリーボードの減少の幅は、その船舶が次の規定の要件に適合することを条件として、第二十八規則のA表の値とB表の値との差の全部にまで広げることができる。

(i) A型船舶と同様に、第二十六規則(4)を除く。

(ii) (8)、(11)及び(13)

(iii) (12)の場合において、船舶のいずれか一の横置隔壁(機関区域の境界の隔壁を除く)が損傷し、前後に隣接する二区画室が同時に浸水するものと仮定する。

(b) このような船舶で長さ百五十メートルを超えるものにあつては、機関区域を浸水率〇・八五の可浸区画室として取り扱うものとする。

(積載の初期条件)

(11) 浸水前の積載の初期条件については、次に定めるところに従つて決定する。

(a) 船舶は、等喫水の想定において、夏期満載喫水線まで積載しているものとする。

(b) 重心の高さを計算するに当たつては、次の原則を適用する。

(i) 均質の貨物が積載されていること。

(ii) すべての貨物区画室(部分積載区画室を含む)は、(iv)に規定する場合を除くほか、満載されていると仮定すること。ただし、液体貨物の場合は、各区画室の九十八パーセントまで積載されているものとして取り扱う。

(iii) 船舶が夏期満載喫水線まで積載した状態において空の区画室を有して運航することが予定される場合には、この区画室は、空であると仮定すること。ただし、そのような仮定によつて計算した重心の高さが(11)の規定に基づいて計算した場合の高さ以上の高さとなることを条件とする。

(iv) 消費用の液体及び貯蔵品を収容するためには、それぞれの液体及び貯蔵品についての合計容積の五十パーセントまで積載されていること。液体については、その種類ごとに少なくとも横方向の一对のタンク又は中心線上の二タンクにおいて最大の自由表面を有するように積載されていると仮定する。このようなタンクについては、自由表面による影響が最大となるものを選ばなければならぬ。当該タンクの内容物の重心は、当該タンクの容積の中心とする。残りのタンクについては、空であるか又は満載されているかのいずれかと仮定し、キーから重心までの高さが最大となるように消費用の液体を配分する。

(v) 自由表面による影響については、液体を積載した(11)に規定する各区画室(11)に規定する消費用の液体を積載したものを除く)につき、横傾斜角五度以下における最大のものを考慮すること。

これに代えて、主管庁が計算方法を認めることを条件として、実際の自由表面による影響を用いることができる。

(vi) 重量は、次の比重の値に基づいて計算する。

海水 一・〇二五

清水 一・〇〇〇
燃料油 〇・九五〇
ディーゼル油 〇・九〇〇
潤滑油 〇・九〇〇

(損傷の仮定)

(12) 仮定する損傷の性質については、次の原則を適用する。

(a) 損傷の垂直方向の範囲は、限定なしに基線から上方と仮定する。

(b) 損傷の横方向の範囲(夏期満載喫水線の水平面において中心線に対し直角に船側から内方に測る)は、五分の一B又は十一・五メートルのいずれか小さい方の長さに等しい。

(c) (a)及び(b)に規定する範囲より小さい範囲の損傷が一層重大な状態をもたらす場合には、この小さい範囲を仮定する。

(d) (12)の規定により要求される場合を除くほか、隣接する横置隔壁の間の一区画室のみが浸水するものとする。ただし、この区画室の内側の縦通境界が仮定する損傷の横方向の範囲内に位置しないことを条件とする。ウィング・タンクの境界の横置隔壁が船舶の全幅に及ぶものでない場合には、この横置隔壁は、(b)に規定する仮定する損傷の横方向の範囲を超えていることを条件として、損傷しないと仮定する。

横置隔壁に長さ三メートルを超えない階段部又は屈折部があり、かつ、当該階段部又は屈折部が(b)に定義する仮定する損傷の横方向の範囲内にある場合には、この横置隔壁は損傷していないとみなし、これに隣接する区画室は単独の可浸区画室とすることができる。横置隔壁に長さ三メートルを超える階段部又は屈折部があり、かつ、当該階段部又は屈折

部が仮定する損傷の横方向の範囲内にある場合には、この横置隔壁に隣接する二区画室は、浸水するものとする。船尾隔壁及び船尾タンクの頂部で形成する階段部は、この規則の適用上、階段部でないものとみなす。

(e) 主横置隔壁が、仮定する損傷の横方向の範囲内にあり、かつ、二重底又は船側タンクの部分に長さ三メートルを超える階段部を有する場合には、主横置隔壁の階段部に隣接する二重底又は船側タンクは、同時に浸水するものとする。この船側タンクが一又は二以上の船倉に通ずる穀物用その他の開口を有する場合には、これらの船倉は、同時に浸水するものとする。同様に、液体貨物を運送するために設計された船舶において船側タンクが隣接する区画室に通ずる開口を有する場合には、この隣接する区画室は、空であり、かつ、同時に浸水するものとする。この(e)の規定は、開口に閉鎖装置(タンク間の隔壁に取り付けられた仕切弁であつて甲板から制御できるものを除く)が取り付けられている場合にも適用する。船倉に通ずるトップサイド・タンクの開口を除くマンホールのふたであつてボルトにより狭い間隔で定着されたものは、開口のない隔壁と同等とみなす。

(f) 前後に隣接する二区画室の浸水が想定されている場合には、主横置水密隔壁が有効と認められるためには、主横置水密隔壁が少なくとも $\frac{1}{3}$ 又は $\frac{2}{3}$ 又は十四・五メートルのいずれか小さい方の間隔で設けられていなければならない。このような間隔よりも短い間隔で横置隔壁が設けられている場合には、このような間隔を得るために、一又は二以上の隔壁は、存

在しないものとみなす。

(平衡状態)

③ 浸水後の平衡状態は、次のことを条件として、満足すべき状態とする。

- (a) 沈下、横傾斜及びトリムを考慮した浸水後の最終の水線が、浸水を進行させる可能性のあるいずれの開口の下縁よりも下方にあること。これらの開口は、空気管、通風筒及び風雨密の戸(第十二規則の規定に適合するものであるか否かを問わない)又はハッチ・カバ(第十六規則又は第十九規則(4)の規定に適合するものであるか否かを問わない)の装置により閉鎖される開口を含む。ただし、第十八規則の規定に適合するマンホール及び甲板口のふた、第二十七規則(2)に規定する型の貨物ハッチ・カバ、遠隔操作可能な水密滑り戸並びに、敷居が夏期満載喫水線の上にあることを条件として、操舵機室から主機関区域を隔離する水密ヒンジ戸(迅速に操作可能でありかつ使用されない限り海上において閉鎖されているもの)により閉鎖される開口並びに第二十三規則の規定に適合する開口とすることのできない舷窓については、除くことができる。
- (b) 管、ダクト又はトンネルが(2)(b)に規定する仮定する損傷の範囲内にある場合には、損傷の計算に当たり浸水することとなる区画室以外の区画室への浸水が進行することがないようしておくこと。
- (c) 非対称浸水による横傾斜角が十五度を超えないこと。甲板のいずれの部分も水に浸しない場合には、横傾斜角を十七度まで認めることができる。
- (d) 浸水後の状態におけるメタセンター高さが

正であること。

(e) 特定の損傷において浸水すると仮定された区画室の外側の甲板のいずれかの部分が水に没する場合又は浸水後の状態における復原性の余裕について疑わしいと判断する場合に、残存復原性を調査すること。この場合において、復原度(この曲線が平衡位置から少なくとも二十度の復原力範囲を有し、かつ、この二十度の範囲内における最大の残存復原度が少なくとも 0.1 メートルであれば、十分なものとする)が得られる。この範囲内における復原度(この曲線下の面積は、 0.0175 メートル・ラジアン以上とする。主管庁は、残存復原力を有する範囲内で一時的に水に没するおそれのある開口(保護されているか否かを問わない)がもたらすおそれのある危険に考慮を払う。

(f) 主管庁が、浸水の中間段階における復原性が十分であることを確かめること。

(推進装置を有しない船舶)

④ 独立の推進装置を有しない船舶その他の船舶に対しては、この規則の規定に従つてフリーボードを指定しなければならない。(2)及び(3)の要件に適合するはしけに対しては、A型船舶に対するフリーボードを指定することができる。

- (a) 主管庁は、特に、暴露甲板に貨物を積載するはしけの復原性に考慮を払うべきである。甲板積み貨物は、B型船舶に対する通常のフリーボードを指定されるはしけにのみ積載することができる。
- (b) 乗組員のいないはしけについては、第二十五規則、第二十六規則(2)及び(3)並びに第三十九規則の要件は、適用しない。
- (c) 乗組員のいないはしけであつて、そのフ

リーボード甲板に鋼その他これと同等の材料のガセット付き水密ふたによつて閉鎖される小さい出入口のみを有するものに対しては、この規則の規定に従つて計算されるフリーボードからその二十五パーセントを減じたフリーボードを指定することができる。

第三十七規則 船舷及びトランクに関する免除

(2)中「船舷の長さ」を「船舷及びトランクの長さ」に改める。

第三十八規則 舷弧高

②中「舷弧の端部」を「船尾垂線又は船首垂線」に改める。

第四十規則 最小フリーボード

(4)前段中「(1)の規定」を「(3)の規定」に改める。

第四章 木材フリーボードを指定される船舶に対する特別の要件

第四十四規則 積付け

第四十四規則 積付け

(1) 貨物が積み付けられる暴露甲板上の開口は、確実に閉鎖し、かつ、パッテンによつて締め付けなければならない。

通風筒及び空気管は、効果的に保護されなければならない。

(2) 甲板積み木材貨物は、少なくとも、積付けに利用することができる長さの全体、すなわち、船舷間のウェルの全長にわたつて積み付けなければならない。

後端の境界となる船舷がない場合には、木材は、少なくとも最後部のハッチの後端まで積み付けなければならない。

甲板積み木材貨物は、横方向にできる限り船側の近くまで積み付けなければならない。ただ

平成九年四月十七日 衆議院會議録第二十七号

千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書 四六

し、船舶に生ずるすき間が幅の平均の四パーセントを超えないことを条件として、ガード・レール、プルワーク・ステー、支柱、水先人用出入口その他の障害物のための余裕をとるものとする。木材は、少なくとも低船尾楼以外の船様の標準の高さまで、できる限り固く積み付けなければならない。

(3) 冬期に季節冬期帯域内にある船舶にあつては、暴露甲板上の甲板積み貨物の高さは、船舶の最大幅の三分の一を超えてはならない。

(4) 甲板積み木材貨物は、緊密に積み付け、縛り、かつ、定着しなければならない。甲板積み木材貨物は、いかなる場合にも、船舶の航行及び必要な作業を妨げてはならない。

(支柱)

(5) 木材の性質により支柱を必要とする場合には、支柱は、船舶の幅を考慮して十分な強さのものでなければならない。ただし、支柱の強さは、プルワークの強さを超えてはならない。支柱の間隔は、積載する木材の長さ及び性質に応じて適当なものでなければならない。かつ、三メートルを超えてはならない。支柱を定着するためには、堅固な山形材、金属製の受け口又は同等に効果的な装置を備えなければならない。

(ラッシング)

(6) 甲板積み木材貨物は、積載する木材の性質に応じて主管庁の認めるラッシング装置により、その全長にわたつて効果的に定着しなければならない。(注)

注 機関が決議A二八七(四)として採択し、第三十九回海上安全委員会が改正した甲板積み木材貨物を運送する船舶に関する安全基準を参照すること。

(復原性)

(7) 水分の吸収、着氷その他による重量の増加を必要があるときは考慮し、並びに燃料及び貯蔵品の消費その他による重量の減少を考慮して、航海のあらゆる段階において復原性に十分な余裕を持たせておかなければならない。(注)

注 機関が決議A二八七(四)として採択し、第三十九回海上安全委員会が改正した甲板積み木材貨物を運送する船舶に関する安全基準を参照すること。

(船舶の保護、機関区域への通路等)

(8) 第二十五規則(5)の要件のほか、三百五十ミリメートル以下の上下間隔で配置したガード・レール又は保護索を甲板積み貨物の両側に貨物の上方少なくとも一メートルの高さまで設けなければならない。

更に、船舶の中心線のできる限り近くにも保護索を設ける。この保護索については、調整ねじにより張つたワイヤ・ロープであることが望ましい。すべてのガード・レール及び保護索の支柱については、過度のたわみを防ぐような間隔で配置しなければならない。貨物が平たんでない場合には、安全に歩行することのできる幅六百ミリメートル以上の面を貨物上に設け、保護索の下又は近くに効果的に定着しなければならない。

(9) (8)の要件が実行不可能な場合には、主管庁が認める代替措置をとらなければならない。

(操舵設備)

(10) 操舵設備は、貨物により損傷されないように有効に保護しなければならない。かつ、実行可能な限り、近づきことができるものでなければならない。主操舵装置の故障のときも操舵することができるように、効果的な設備を施さなければならない。

ばならない。

第四十五規則 フリーボードの計算

(5)中「第四十規則(7)の規定」の下に「又はキールの上面から夏期木材満載喫水線まで測つた夏期木材喫水を基礎として、第四十規則(8)の規定」を加える。

附屬書II

帯域、区域及び季節期間

第四十六規則 北部季節冬期帯域及び区域

(1)(b)中「北大西洋季節冬期帯域I」の下に、「北大西洋季節冬期区域」を、「この帯域から除く」の下に「シェットランド諸島は、北大西洋季節冬期帯域Iと北大西洋季節冬期帯域IIとの境界線上にあるものとみなす。」を加える。

第四十七規則 南部季節冬期帯域

第四十七規則中「並びにそこからアメリカ大陸の西岸までの南緯三十三度の緯度線とする。」を「そこから南緯三十三度西経七十九度の点までの南緯三十三度の緯度線、そこから南緯四十一度西経七十五度の点までの航程線、そこから南緯四十一度四十七分西経七十三度五十三分にあるチロエ島のプンタ・コ罗纳灯台までの航程線、そこから南緯四十三度二十分西経七十四度二十分までのチロエ島の北岸、東岸及び南岸並びにそこから南緯四十五度四十五分の緯度線までの西経七十四度二十分の子午線とする。西経七十四度二十分の子午線から東方のチロエ海峡の内域についてはこの帯域に含めない。」に改める。

第四十八規則 熱帯域

(2)中「並びにそこから南緯三十度におけるアメリカ大陸の西岸までの航程線」を、「そこから南緯三十二度四十七分西経七十二度の点までの航程線並びにそこから南アメリカ大陸の西岸までの南緯三十二度四十七分の緯度線」に、「コキンボ」を

「ヴァルパライソ」に改める。

第四十九規則 季節熱帯区域

(4)(b)中「東経百二十度までの南緯十五度の緯度線及びそこからオーストラリアの海岸までの東経百二十度の子午線」を「東経百十四度までの南緯十五度の緯度線及びそこからオーストラリアの海岸までの東経百十四度の子午線」に改める。

帯域及び季節区域図

帯域及び季節区域図中、アメリカ合衆国の東岸に沿つた区域を示す「季節冬期帯域」を「季節冬期区域」に、「季節熱帯」を「季節熱帯区域」に、「西岸」を「東岸」に改める。

同図中、オーストラリアの海岸に接する季節熱帯区域の境界を示す東経百二十度の線を東経百十四度の線に改める。

同図中、夏期帯域の南側の境界を示す南緯三十三度西経七十九度の点からアメリカ大陸の西岸までの南緯三十三度の緯度線を削り、この境界を示す新たな線として、南緯三十三度西経七十九度の点から南緯四十一度西経七十五度の点までの航程線、そこから南緯四十一度四十七分西経七十三度五十三分にあるチロエ島のプンタ・コ罗纳灯台までの航程線、そこから南緯四十三度二十分西経七十四度二十分までのチロエ島の北岸、東岸及び南岸の線、そこから南緯四十五度四十五分の緯度線までの西経七十四度二十分の子午線並びにそこから南アメリカの西岸までの南緯四十五度四十五分の緯度線を加える。

同図中、熱帯域の南側の境界を示す南緯二十六度西経七十五度の点から南緯三十度の南アメリカの西岸までの航程線を削り、この境界を示す新たな線として、南緯二十六度西経七十五度の点から南緯三十二度四十七分西経七十二度の点までの航程線及びそこから南アメリカの西岸までの南緯三十二度四十七分の緯度線を加える。

附屬書面
証書
国際満載喫水線証書(千九百八十六年)及び国際満載喫水線免除証書の様式を次のように改める。
国際満載喫水線証書の様式

国際満載喫水線証書

(公の印章)

(国名)

1988年の議定書により修正された1966年の満載喫水線に関する国際条約に基づき、

(国)

の政府の権限の下に、
(権限を与えられた人又は団体) が発行する。

の名称)

(権限を与えられた人又は団体)

船舶の要目(注1)

船名

船舶番号又は信号符字

船舶港

第2条(8)に定義された長さ(L)(メートル)

国際海事機関船舶識別番号(注2)

次のものとしてフリーボードを指定(注3)

船舶の型式(注3)

新船
現在船

「A」型
「B」型
フリーボードを減少した「B」型
フリーボードを増加した「B」型

甲板線からのフリーボード(注4)

満載喫水線(注4)

熱帯

ニリメートル(T)

(S)の上方
ニリメートル

夏期

ニリメートル(S)

(S)の下方
円環の中心を通る線の上縁
ニリメートル

冬期

ニリメートル(W)

(S)の下方
ニリメートル

冬期北大西洋

ニリメートル(WNA)

(S)の下方
ニリメートル

木材熱帯

ニリメートル(LT)

(LS)の上方
ニリメートル

木材夏期

ニリメートル(LS)

(S)の上方
ニリメートル

木材冬期

ニリメートル(LW)

(LS)の下方
ニリメートル

木材冬期北大西洋

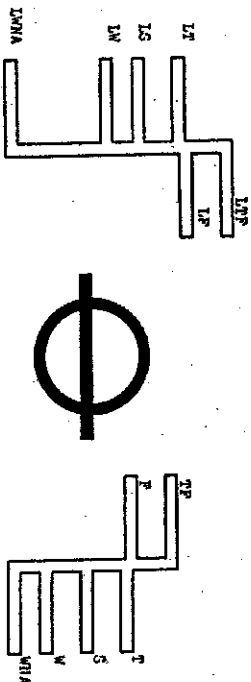
ニリメートル(LWNA)

(LS)の下方
ニリメートル

木材フリーボード以外のすべてのフリーボードについての淡水許容の幅
ニリメートル。木材

フリーボードについての淡水許容の幅
ニリメートル

フリーボードを測る基準となる甲板線の上縁は、船側における
ニリメートル 方にある。



この証書は、次のことを証明する。

1 前記の条約の第14条の規定に従ってこの船舶の検査が行われたこと。

2 検査により、前記の条約に従ってフリーボードの指定及び前記の満載喫水線の標示が行われたことが確認されたこと。

この証書は、前記の条約の第14条(1)(c)の規定による年次検査が行われることを条件として、

(注5)まで効力を有する。

において発行した。

(証書の発行の場所)

(発行の日付)

(証書を発行する権限を与えられた職員の署名)

(必要に応じて、当局の印章)

備考 1 船舶が河川又は内水にある港から出航する場合には、出航点から海洋に至るまでの間に消費する燃料その他すべての物資の重量に相当する追加の積載が許される。

2 比重が1である淡水に船舶がある場合には、前記の淡水許容の幅だけ、該当する満載喫水線を水没させることができる。比重が1でない場合には、許容の幅は、1.025と実際の比重との差に比例して定めるものとする。

注1 船舶の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。

注2 この情報は、決議A.600(18)として採択された「国際海事機関船舶識別番号制度」に従って任意に含めることができる。

注3 該当しないものを抹消すること。

注4 適用されないフリーボード及び満載喫水線は、証書に記入することを要しない。区画満載喫水線は、任意に証書に記載することができる。

注5 前記の条約の第19条(1)の規定に従って主管官が定める有効期間の満了の日を記入する。この日に対応する各年の日は、同条(8)の規定により改められる場合を除くほか、前記の条約の第2条(9)に規定する検査基準日となる。

年次検査の裏書

前記の条約の第14条(1)(c)の規定により要求される年次検査において、この船舶が前記の条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

年次検査

署名
(権限を与えられた職員の署名)

場所

日付

(必要に応じて、当局の印章)

年次検査

署名
(権限を与えられた職員の署名)

場所

日付

(必要に応じて、当局の印章)

年次検査

署名
(権限を与えられた職員の署名)

場所

日付

(必要に応じて、当局の印章)

年次検査

署名
(権限を与えられた職員の署名)

場所

日付

(必要に応じて、当局の印章)

前記の条約の第19条(8)(c)の規定に基づく年次検査

前記の条約の第19条(8)(c)の規定に基づき検査において、この船舶が前記の条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

署名

(権限を与えられた職員の署名)

場所

日付

(必要に応じて、当局の印章)

前記の条約の第19条(3)の規定を適用する場合における5年未満の期間について発行する証書の有効期間を延長するための裏書

この船舶は、前記の条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、前記の条約の第19条(3)の規定に従って_____まで効力を有するものとする。

署名

(権限を与えられた職員の署名)

場所

日付

(必要に応じて、当局の印章)

更新検査が完了し、前記の条約の第19条(4)の規定を適用する場合における裏書

この船舶は、前記の条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、前記の条約の第19条(4)の規定に従って_____まで効力を有するものとする。

署名

(権限を与えられた職員の署名)

場所

日付

(必要に応じて、当局の印章)

前記の条約の第19条(5)又は(6)の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

この証書は、前記の条約の第19条(5)/(6)(注)の規定に従って_____まで効力を有するものとする。

署名

(権限を与えられた職員の署名)

場所

日付

(必要に応じて、当局の印章)

前記の条約の第19条(8)の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げるための裏書
前記の条約の第19条(8)の規定に従い、新たな検査基準日は、_____とする。

署名

(権限を与えられた職員の署名)

場所

日付

(必要に応じて、当局の印章)

前記の条約の第19条(8)の規定に従い、新たな検査基準日は、 とする。	署名 (権限を与えられた職員の署名) 場所 日付 (必要に応じて、当局の印章) 注 該当しないものを抹消すること。 国際海事機関水線免除證書の表
の名称) 船舶の要目(注1) 船名 船舶番号又は信号符号 船籍港 第2条(8)に定義された長さ(L)(メートル) 国際海事機関船舶識別番号(注2) この証書は、次のことを証明する。 前記の条約の第6条(2)/(4)(注3)の規定によって与えられた権限に基づき、この船舶が前記の条約の規定の適用を免除されたこと。 前記の条約の規定で第6条(2)の規定に基づいて船舶につきその適用が免除されるものは、 である。 第6条(4)の規定に基づく免除が与えられる航海は、 から 第6条(2)又は(4)の規定に基づく免除が与えられる場合の附帯条件 までとする。	(公の印章) 1988年の議定書により修正された1966年の満載喫水線に関する国際条約に基づき、 (国名) の政府の権限の下に、 (権限を与えられた人又は団体) が発行する。 (国名) 国際満載喫水線免除証書 (国名) 1988年の議定書により修正された1966年の満載喫水線に関する国際条約に基づき、 (国名) の政府の権限の下に、 (権限を与えられた人又は団体) が発行する。 (国名) 国際満載喫水線免除証書 (国名)
この証書は、前記の条約の第14条(1)(c)の規定による年次検査が行われることを条件として、 (注4)まで効力を有する。 において発行した。	(証書の発行の場所) (発行の日付) (必要に応じて、当局の印章) (証書を発行する権限を与えられた職員の署名) 注1 船舶の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。 注2 この情報は、決議A.600(19)として採択された「国際海事機関船舶識別番号制度」に従って任意に含めることができる。 注3 該当しないものを抹消すること。 注4 前記の条約の第19条(10)の規定に従って主管庁が定める有効期間の満了の日を記入する。この日に対応する各年の日は、同条(8)の規定により改められる場合を除くほか、前記の条約の第2条(9)に規定する検査基準日となる。 年次検査の裏書 前記の条約の第14条(1)(c)の規定により要求される年次検査において、この船舶がこの免除を与えられたときの条件に適合していると認められたことを証明する。 年次検査 署名 場所 日付 (必要に応じて、当局の印章) (権限を与えられた職員の署名) 年次検査 署名 場所 日付 (必要に応じて、当局の印章) (権限を与えられた職員の署名) 年次検査 署名 場所 日付 (必要に応じて、当局の印章) (権限を与えられた職員の署名)

年次検査

署名 _____
(権限を与えられた職員の署名)

場所 _____

日付 _____

(必要に応じて、当局の印章)

前記の条約の第19条(8)(c)の規定に基づき年次検査

前記の条約の第19条(8)(c)の規定に基づき検査において、この船舶が前記の条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

署名 _____

(権限を与えられた職員の署名)

場所 _____

日付 _____

(必要に応じて、当局の印章)

前記の条約の第19条(8)の規定を適用する場合における5年未満の期間について発行する証書の有効期間を延長するための裏書

この船舶は、前記の条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、前記の条約の第19条(8)の規定に従って _____ まで効力を有するものとする。

署名 _____

(権限を与えられた職員の署名)

場所 _____

日付 _____

(必要に応じて、当局の印章)

更新検査が完了し、前記の条約の第19条(4)の規定を適用する場合における裏書

この船舶は、前記の条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、前記の条約の第19条(4)の規定に従って _____ まで効力を有するものとする。

署名 _____

(権限を与えられた職員の署名)

場所 _____

日付 _____

(必要に応じて、当局の印章)

前記の条約の第19条(5)又は(6)の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

この証書は、前記の条約の第19条(5)/(6)(注)の規定に従って _____ まで効力を有するものとする。

署名 _____

(権限を与えられた職員の署名)

場所 _____

日付 _____

(必要に応じて、当局の印章)

前記の条約の第19条(8)の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げるための裏書

前記の条約の第19条(8)の規定に従い、新たな検査基準日は、 _____ とする。

署名 _____

(権限を与えられた職員の署名)

場所 _____

日付 _____

(必要に応じて、当局の印章)

前記の条約の第19条(8)の規定に従い、新たな検査基準日は、 _____ とする。

署名 _____

(権限を与えられた職員の署名)

場所 _____

日付 _____

(必要に応じて、当局の印章)

注 該当しないものを抹消すること。

千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

「千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約(以下「条約」という)は、海上における人命及び財産の安全を確保するために船舶の積載の限度に関する基準を定めることを目的として、昭和四十一年四月に作成された。条約は、船舶が一定の構造上の強度を備えるべきことを定め、この要件を満たす船舶に対しては、一定の方式に従って計算される積載限度を満載喫水線として船側に標示するとともに、旗国の政府が船舶を定期的に検査し、条約に定める要件に適合する船舶に対して証書を発行することを規定しているが、検査の間隔及び証書の有効期間が他の関係条約に定める検査の間隔及び証書の有効期間と調和していない。これらを調和させる必要性等が認識され、国際海事機関(IMO)で検討が進められた結果、昭和六十三年十一月十一日にロンドンにおいて本議定書が作成された。

本議定書は、条約における船舶の検査の間隔及び証書の有効期間等に係る規定を附属書において整理し、他の関係条約における船舶の検査の間隔及び証書の有効期間に係る規定と調和させ並びに条約に定める船舶の積載限度に係る技術要件を改善せよとするものである。

なお、本議定書は、十五以上の国であつてその船舶船腹量の合計が総トン数で世界の船舶船

腹量の五十パーセントを占める国が締結し、かつ千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書が本議定書と同様の発効要件を満たした日の後十二箇月で効力を生ずることになっている。よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、船舶の所有者の負担を軽減するとともに、航海の安全確保のための国際協力を一層推進する見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成九年四月十六日

外務委員長 淺沢 一郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成九年三月十九日

参議院議長 斎藤 十朗

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律

律

不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「住所並びに」を削り、

「その者の氏名及び住所」を「その者の氏名」に改め、同項第三号中「及び住所」を削る。

第十条及び第四十六條第四項中「二週間」を「三十日」に改める。

第四十七條の見出しを削り、第四十六條の次の見出し及び一條を加える。

(適用の除外)

第四十六條の二 第十九條から第二十二條まで、第二十四條から第二十六條まで並びに第二十八條第二項及び第三項の規定は、不動産特定共同事業者が、銀行、信託会社その他不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる者として主務省令で定める者又は資本の額が主務省令で定める金額以上の株式会社を相手方又は事業参加者として不動産特定共同事業を行う場合については、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に生じた事由に係る改正前の第十條及び第四十六條第四項の規定による届出については、なお従前の例による。

3 不動産特定共同事業者に対する許可の取消しその他の監督上の処分に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為及び附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における社会経済情勢の推移等にかんがみ、不動産特定共同事業の業務に関する規制の合理化を図るため、事業参加者等が不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者等である場合には、事業実施時期の制限等を定めた規定の適用を除外する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 次に掲げる規定は、事業参加者等が不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者等である場合については、適用しないこととする。

(一) 事業実施時期の制限

(二) 不当な勧誘等の禁止

(三) 金銭等の貸付け又はその媒介等の禁止

(四) 不動産特定共同事業契約の成立前及び成立時の書面の交付

(五) 書面による解除

(六) 財産管理報告書の交付等

2 許可申請書の記載事項等から役員等の住所を削除するとともに、変更の届出等を行うべき期間を一週間から三十日に延長することとする。

3 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、不動産特定共同事業の活用を推進するための措置として、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成九年四月十七日 衆議院會議録第二十七号

平成九年四月十六日

建設委員長 市川 雄一

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

農林水産省設置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成九年二月四日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

農林水産省設置法の一部を改正する法律

農林水産省設置法(昭和二十四年法律第五百十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第十号の次に次の二号を加える。

十の二 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会の業務及び会計の検査に関すること。
十の三 水産業協同組合及び漁業信用基金協会の業務及び会計の検査に関すること。

第四条第百十二号中「行うこと。」の下に「(第十号の二に掲げるものを除く。)」を加え、同条第百二十九号中「行うこと。」の下に「(第十号の三に掲げるものを除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年十月一日から施行する。

(沖繩開発庁設置法の一部改正)

第二条 沖繩開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「第四条第百七号」を「第四条第十号の二、第十号の三、第百七号」に改める。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書
び同報告書

理 由

最近における我が国の農林水産業をめぐる諸情勢の変化に対応して、農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等の健全な発展を図るため、農林水産省の本省において、これらの団体の業務及び会計の検査を統一的かつ効率的に実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本法案は、最近における我が国の農林水産業をめぐる諸情勢の変化に対応して、農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等の健全な発展を図るため、農林水産省の本省において、これらの団体の業務及び会計の検査を統一的かつ効率的に実施するための措置を講じようとするものであり、その内容は次のとおりである。

1 森林組合、水産業協同組合等について林野庁及び水産庁が所掌する検査に関する事務を農林水産省の本省に移管するため、所要の規定を整備すること。

2 この法律は、平成九年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本法案は、協同組合系統組織の経営の健全性を確保していくための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成九年度一般会計予算(農林水産省所管)

に、約六千四百万円が計上されている。
右報告する。

平成九年四月十六日

農林水産委員長 石橋 大吉

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成九年三月十二日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律

(放送法の一部改正)

第一条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号の四中「音響」の下に「又はこれに伴う文字、図形その他の影像若しくは信号」を加え、同条第二号の五中「音響」の下に「文字、図形その他の影像又は信号」を加え、同条第二号の六中「送る放送」の下に「であつて、超短波放送又はテレビジョン放送に該当しないもの」を加える。

第三条の二に次の二項を加える。

4 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送の放送番組の編集に当たつては、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するため

の文字又は図形を見ることが出来る放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。

第三条の二の二を削る。

第三条の四第五項中、「審議機関が第二項の規定により諮問に依りて答申し、又は意見を述べた事項があるときは」を削り、「その概要」を「次の各号に掲げる事項」に改め、同項に次の二号を加える。

一 審議機関が放送事業者の諮問に依りてした答申又は放送事業者に対して述べた意見の内容その他審議機関の議事の概要

二 第四項の規定により講じた措置の内容
第三条の四第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 放送事業者は、郵政省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告しなければならない。

一 前項の規定により講じた措置の内容
二 第四条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況

三 放送番組に関して申出のあつた苦情その他の意見の概要

第九条第一項第一号二(1)中「送る放送」を「送る多重放送」に改め、同号二(2)を削り、同号二(3)中「テレビジョン文字多重放送」の下に「(テレビジョン放送の電波に重畳して、文字、図形又は信号を送る多重放送をいう。)」を加え、同号二(3)を同号二(2)とする。

第九条の六中、「第三条の二の二中」を行つたところの「を委託して行わせる」とを削る。
第五十条の二第一項中、「第三条の二の二」を

削り、同条第二項中「第三条の二第一項及び第三項」を「第三条の二第一項、第三項及び第四項」に、「同項」を「同条第三項」に改め、同条第三項中「第三条の二第一項及び第三項」を「第三条の二第一項、第三項及び第四項」に、「同条第一項及び第三項」を「同条第一項、第三項及び第四項」に、「同項」を「同条第三項」に改める。

第五十二条の四第一項中「以外の放送の下に」(「人工衛星の無線局により行われる放送を除く。」を加え、「その他の提供条件について契約約款」を削り、「当該契約約款」を「当該料金」に改め、同条第二項中第一号を削り、第三号を第二号とし、同条第五項を同条第九項とし、同条第四項中、又はを「若しくは第三項の規定により届け出た料金及び第四項の認可を受けた契約約款又は」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3 有料放送事業者は、その有料放送が多量放送以外の放送であり、かつ、人工衛星の無線局により行われる放送であるときは、国内受信者に提供する当該有料放送の役務の料金を定め、その実施前に、郵政大臣に届け出なければならぬ。当該料金を変更しようとするときも、同様とする。

4 有料放送事業者は、その有料放送が多量放送以外の放送であるときは、国内受信者に提供する当該有料放送の役務の提供条件(料金を除く)について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。当該契約約款を変更しようとするときも、同様とする。

5 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号

に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 有料放送事業者及びその国内受信者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められているものであること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

6 第四項の規定により契約約款で定めるべき提供条件について、郵政大臣が標準契約約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む)において、有料放送事業者が、標準契約約款と同一の契約約款を定めようとして又は現に定めている契約約款を標準契約約款と同一のものに変更しようとして、あらかじめその旨を郵政大臣に届け出たときは、その契約約款については、同項の認可を受けたものとみなす。

第五十二条の七第一項中「受けたの下に」有料放送の役務の料金又は同条第四項の認可を受けたを加え、「料金その他の」を削り、「当該」の下に「料金又は」を加え、同条第二項中「届けたの下に」有料放送の役務の料金又は同条第七項の規定により届け出たを加え、「料金その他の」を削り、「当該」の下に「料金又は」を加える。

第五十二条の二十八第一項中、「第三条の二の二中」を行うとあるのは「を委託して行わせる」ことを削り、「以外の放送」を「同項及び同条第三項中」であるときとあるのは「を委託して行わせるものであるとき」と、同項及び同条第四項中「以外の放送」に、「同条第三項」を「同条第七項」に、「当該」を「において当該」に改

める。

第五十三条の十第一項第二号中「第五十二条の四第一項の下に」(「有料放送の役務の料金の認可」、同条第四項を、「第五十二条の七、有料放送の役務の下に」料金又はを加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第五十二条の四第六項に規定する標準契約約款を制定し、変更し、又は廃止しようとするとき。

第五十三条の十第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

第五十三条の十一中「前条第一項第四号及び第五号」を「前条第一項第五号及び第六号」に改める。

第五十四条第一項中「賄」を「賄賂」に改め、同条第二項及び第三項中「賄」を「賄賂」に改め、同条第四項中「わいろ」を「賄賂」に、「百万円」を「二百五十万円」に改め、同条第五項中「賄」を「賄賂」に改める。

第五十五条中「五十万円」を「百万円」に改める。

第五十六条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第五十六条の二中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第五十六条の三中「第五十一条の四第五項」を「第五十二条の四第九項」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

万円」に改める。

第五十八条から第五十九条までの規定中「十万円」を「二十万円」に改める。

附則中第十八項から第二十一項までを削り、附則に次の一項を加える。

(「人工衛星の無線局により行われる放送についての特例」)

18 当分の間、第五十二条の四第一項及び第三項中「人工衛星の無線局」とあるのは、「人工衛星の無線局(協会の放送局が開設されている人工衛星又はこれと同一の軌道若しくは位置にある人工衛星に開設するものであり、かつ、その無線設備の適合する技術基準(電波法第三章に定める技術基準をいう。以下この項において同じ。)が当該協会の放送局の無線設備が適合している技術基準と同一であるものを除く。」とする。

(有線テレビジョン放送法の一部改正)

第二条 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第一百四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「送る放送」の下に「であつて、テレビジョン放送に該当しないもの」を加える。

第十七条を次のように改める。

(放送法の準用)

第十七条 放送法第三条、第三条の二第一項及び第四項、第三条の三から第四条まで、第五十一条並びに第五十二条の規定は、有線テレビジョン放送(放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時に

これを再送信する有線テレビジョン放送を除く。について準用する。この場合において、同法第三条の五中「経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他郵政省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は臨時かつ一時の目的（郵政省令で定めるものに限る。）のための放送」とあるのは、経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他郵政省令で定める事項のみを放送事項とする有線テレビジョン放送」と、同法第五十一条第一項中「委員七人（専ら多重放送を行う一般放送事業者の審議機関にあつては、郵政省令で定める七人未満の員数）」とあるのは「委員七人」と、同法第三項中「の放送局の放送区域（電波法第十四条第三項第三号の放送区域をいう。以下同じ。）又は委託して放送をさせる区域（以下この項において「放送区域等」という。）とあり、及び「の放送区域等」とあるのは「の業務区域」と読み替へるものとす。

第二十五条第二項中、「第十七条第二項を若しくは第十七条に改め、「第三条の三」の下に、「第三条の四（第二項を除く。）を加え、「第十七条第三項又は同条第四項において準用する同法第三条の四第三項若しくは第四項を削る。

第三十三条及び第三十四条中「二十万円を五十万円」に改める。
第三十五条第一項中「二十万円を五十万円」に、「第十七条第二項を第十七条に改める。
第三十六条中「十万円を三十万円」に改める。

第三十八条中「十万円を二十万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（放送法の一部改正に伴う経過措置）

2 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の放送法（以下「旧法」という。）第五十二条の四第一項の規定により認可を受けている契約約款に定める料金であつて第一条の規定による改正後の放送法（以下「新法」という。）第五十二条の四第一項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により認可を受けた料金とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第五十二条の四第一項の規定により認可を受けている契約約款に定める料金であつて新法第五十二条の四第三項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により届け出た料金とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧法第五十二条の四第一項の規定により認可を受けている契約約款（料金に係る部分を除く。）は、新法第五十二条の四第四項の規定により認可を受けた契約約款とみなす。

5 この法律の施行の際現にされている旧法第五十二条の四第一項の規定による契約約款の認可の申請は、新法第五十二条の四第一項の規定が適用される料金に係るものにあつては同項の規定によりした認可の申請と、同条第三項の規定が適用される料金に係るものにあつては同項の

規定によりした届出と、同条第四項の契約約款に係るものにあつては同項の規定によりした認可の申請とみなす。

6 この法律の施行の際現に電波法（昭和二十五年法律第三十一号）の規定により旧法第二条第二号の四の超短波放送又は同条第二号の五のテレビジョン放送（以下「超短波放送等」という。）をする無線局の免許を受けている者と当該超短波放送等の電波に重畳して行う同条第二号の六の多重放送をする無線局の免許を受けている者が同一であるときは、当該多重放送をする無線局の無線設備は、当該超短波放送等をする無線局の無線設備でもあるものとみなし、当該超短波放送等をする無線局に対する電波法第二十一条、第五十三条又は第五十四条の規定の適用については、当該多重放送をする無線局の免許状に記載された電波の型式、周波数又は空中線電力は、当該超短波放送等をする無線局の免許状に記載された電波の型式、周波数又は空中線電力でもあるものとみなす。

7 この法律の施行の際現に電波法（昭和二十五年法律第三十一号）の規定により日本放送協会が受けている旧法第三条の二の二のテレビジョン音声多重放送をする無線局の免許は、この法律の施行の日に、その効力を失う。

（罰則に関する経過措置）

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（身体障害者の利便の増進に資する通信・放送（身体障害者利用）消化事業の推進に関する法律の一部改正）

9 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送

身体障害者利用消化事業の推進に関する法律（平成五年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「映像を視覚障害者に対して説明するために放送される放送番組であつて、当該テレビジョン放送の電波に重畳して行われるテレビジョン音声多重放送（同法第三条の二の二に規定するテレビジョン音声多重放送をいう。）の放送番組であるものを」と静止し、又は移動する事物の瞬間的映像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組」に改め、同条第三項中「文字又は図形により聴覚障害者に対して説明するために放送される放送番組であつて、当該テレビジョン放送の電波に重畳して行われるテレビジョン文字多重放送（放送法第三条の二の二に規定するテレビジョン文字多重放送をいう。）の放送番組であるものを」と「聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることがことができる放送番組」に改める。

理 由

視覚障害者の利便の増進を図るためテレビジョン放送事業者等は字幕番組等ができる限り多く放送するようにしなければならないこととするとともに、放送番組審議機関の活性化に資するため放送事業者が行う報告及び公表に関する規定を整備するほか、衛星放送技術の進展に伴う有料放送の役割の料金等に関する制度の合理化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、視聴覚障害者の利便の増進を図るためテレビジョン放送事業者等は字幕番組等をできる限り多く放送するようにしなければならないこととするとともに、放送番組審議機関の活性化に資するため放送事業者が行う報告及び公表に関する規定を整備するほか、衛星放送技術の進展に伴う有料放送の役務の料金に関する制度の合理化を図る等の改正を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 放送法の一部改正関係

(一) テレビジョン放送における視聴覚障害者の利便の増進に関する事項

(1) 「テレビジョン放送」とは、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送をいうこととする等定義規定の改正をすること。

(2) 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送の放送番組の編集に当たっては、字幕番組及び解説番組をできる限り多く設けるようにしなければならないものとする。

(二) 放送番組審議機関に関する事項

(1) 放送事業者は、次のアからウまでに掲げる事項を放送番組審議機関に報告しなければならないものとする。

ア 放送番組審議機関の答申又は意見を尊重して講じた措置の内容

イ 訂正放送制度の実施状況

ウ 放送番組に関して申出のあった苦情その他の意見の概要

(2) 放送事業者は、次のア及びイに掲げる事項を公表しなければならないものとする。

ア 放送番組審議機関の答申又は意見の内容その他の他放送番組審議機関の議事の概要

イ 訂正放送制度の実施状況

ウ 放送番組に関して申出のあった苦情その他の意見の概要

(2) 放送事業者は、次のア及びイに掲げる事項を公表しなければならないものとする。

ア 放送番組審議機関の答申又は意見の内容その他の他放送番組審議機関の議事の概要

イ 放送番組審議機関の答申又は意見を尊重して講じた措置の内容

有線放送に関する事項

(1) 通信衛星の無線局により行われる多重放送以外の有料放送の役務の料金について、認可制を事前届出制に改めること。

(2) 有料放送の役務の提供条件(料金を除く)について、標準契約約款の制度を設けること。

その他

(四) その他 其他規定の整備をすること。

2 有線テレビジョン放送法の一部改正関係

(一) 放送法の準用に関する事項

テレビジョン放送に係る字幕番組及び解説番組の放送努力義務に関する放送法の規定並びに放送番組審議機関の答申又は意見を尊重して講じた措置の内容等の放送番組審議機関への報告義務、放送番組審議機関の答申又は意見の内容その他の他放送番組審議機関の議事の概要等の公表義務その他の放送番組審議機関に関する放送法の規定は、有線テレビジョン放送について、準用するものとする。

(二) その他 其他規定の整備をすること。

3 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(二) 所要の経過措置を設けること。

(三) 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律の一部改正

放送法における「テレビジョン放送」等の定義規定の改正に伴い、「字幕番組」及び「解説番組」の定義を改めること。

二 議案の可決理由

本案は、視聴覚障害者の利便の増進を図るためテレビジョン放送事業者等は字幕番組等をできる限り多く放送するようにしなければならないこととするとともに、放送番組審議機関の活性化に資するため放送事業者が行う報告及び公表に関する規定を整備するほか、衛星放送技術の進展に伴う有料放送の役務の料金に関する制度の合理化を図る等の改正を行おうとするものであり、その内容は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成九年四月十八日

通信委員長 木村 義雄

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局	
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一冊 二〇〇円
配 送 料 別	〇円